

西予市 環境基本計画



目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1. 計画の策定の背景及び目的と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3. 各主体の役割・・7
- 4. 対象とする環境の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 5. 計画の期間・・8

第2章 西予市の現況

- 1. 位置・地勢・・9
- 2. 気象・・10
- 3. 土地利用・・10
- 4. 人口及び世帯数等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 5. 交通・・12
- 6. 産業・・13

第3章 計画の方向性

- 1. 目指すべき将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 2. 基本目標・・17
- 3. 施策体系・・18

第4章 施策の展開

- 1. 地域の良い生活環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 2. 気候変動対策の推進と低炭素・脱炭素社会の実現・・・・・・・・・・・・・・26
- 3. 環境への負荷が少ない循環型社会の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
- 4. 生物多様性の保全と自然共生社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
- 5. 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

第5章 計画の進行管理と推進体制

- 1. 進行管理・・46
- 2. 推進体制・・47

資料編

- 1. 西予市環境基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
- 2. 策定経過・・52
- 3. アンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
- 4. 用語解説・・88

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の策定の背景及び目的と役割

(1) 策定の背景となる国内外の環境に関する動向

■ 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ ■

2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」が開催され、2030年までの国際的な目標となる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）」を中核とした「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。「SDGs」は、持続可能な開発のためのキーワードとして、人間(People)、地球(Planet)、繁栄(Prosperity)、平和(Peace)、連帯(Partnership)の5つのPを掲げています。また、理念に「誰一人取り残さない (no one will be left behind)」ことを掲げ、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成され、複数の課題を統合的に解決し、1つの行動が複数の側面に利益を生み出すマルチベネフィットにつながる特徴を持っています。

内容としては、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、全ての国に適用される普遍的な目標であり、持続可能な開発を3本柱とする「経済面・社会面・環境面」の課題の全てに幅広に対応し、調和を図るものです。

さらに、17の目標の関連性を見た場合、環境が社会、経済活動を成す際に基盤となる重要な位置に存在しています。それぞれの目標の達成に向けては、各国政府や市民社会、民間セクターを含む様々な主体が連携し、「グローバル・パートナーシップ」を築いていくこととなっています。国は2016年5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を内閣に設置し、同年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を作成、2019年12月に改定を行っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



▲ : SDGs の 17 の目標

資料：国際連合広報センター

SDGsの目標の概要

- あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する
- ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う
- すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 各国内および各国間の不平等を是正する
- 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
- 持続可能な生産消費形態を確保する
- 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資料：国際連合広報センター



▲：SDGsの5つのP

資料：国際連合広報センター



▲：環境・社会・経済とSDGsの関係

資料：環境・循環型社会・生物多様性白書を基に作成

■地球温暖化に関する動向■

フランスのパリで2015年12月に開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」で、国際社会が2020年以降に取り組む地球温暖化対策に関する法的な枠組みとして「パリ協定」が採択されました。内容としては、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑えていく努力を行うこと、今世紀の後半に人為的な温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指しています。同協定の採択を受け、国際社会では、温室効果ガス排出量の削減等の緩和策に加え、豪雨の発生や猛暑日の増加など、気候変動の影響に対する適応策の取り組みが進められています。

国の「地球温暖化対策計画」は、2016年5月に閣議決定されています。同計画では、温室効果ガス排出量を「2013年度比で2030年度に26%削減する」という中期目標や、地球温暖化対策（緩和策）と経済成長を両立させながら「2050年度までに80%削減を目指す」という長期目標が掲げられています。

また、「気候変動適応法」が2018年6月に制定、「気候変動適応計画」が同年11月に閣議決定されています。同計画では、気候変動適応に関する施策（適応策）を総合的かつ計画的に推進することで、気候変動の影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指すことが示されています。

さらに、2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが表明されました。その後、2021年4月に、温室効果ガス排出量の新たな中期目標として、「2013年度比で2030年度に46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける」ことが表明されました。この野心的な目標の達成に向けた緩和策のさらなる推進を図るため、2021年10月に「地球温暖化対策計画」の改訂が行われるとともに、気候変動対策の両輪である適応策についてもさらなる推進を図るため、「気候変動適応計画」の改訂が行われました。



▲：緩和策と適応策

資料：A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォーム

■資源循環に関する動向■

近年、海洋ごみに含まれる廃プラスチックによる汚染が世界で広がり、マイクロプラスチック（5mm以下の微細なプラスチックごみ）が生態系に及ぼす影響が懸念されています。

国際社会では、2018年6月にG7シャルルボアサミットで、「海洋プラスチック憲章」が採択されるとともに、2019年6月のG20大阪サミットでは、世界の共通のビジョンとして、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されています。

国は、2019年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2030年までにワンウェイプラスチックの排出を累積で25%抑制する、容器包装の6割をリユース・リサイクルする、再生利用の倍増、バイオマスプラスチックを約200万トン導入することを掲げています。

また、レジ袋の有料の義務化、可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチック使用、海洋ごみの実態把握のためのモニタリング手法の高度化等に取り組むこととしています。

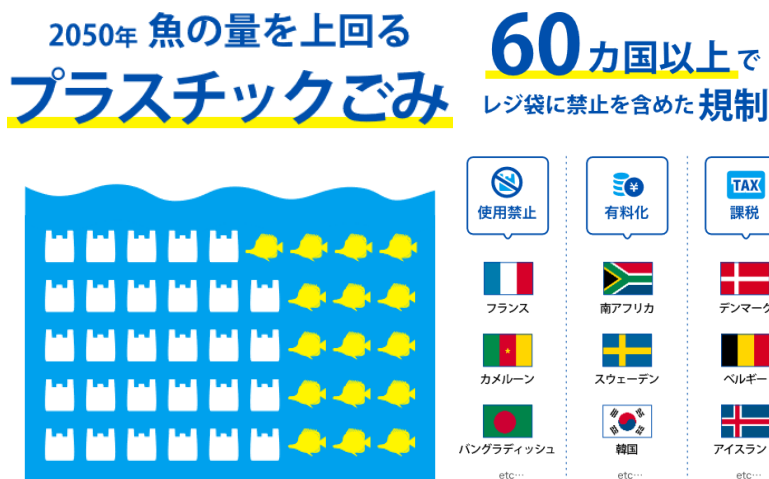
環境省はプラスチックと賢く付き合う取り組み事例を紹介し、波及を目指す「プラスチック・スマート」に続き、「レジ袋チャレンジ」を推進し、ライフスタイルの変革を促すキャンペーンを実施しています。

愛媛県は、「えひめプラスチック資源循環戦略」を2020年3月に策定し、プラスチックを巡る資源・環境両面の課題を解決するとともに、プラごみ対策先進県えひめのブランド化を図ることにより、地域イメージの向上並びに地場産業の活性化に繋げ、新たな成長の源泉としていくとしています。

他方、食品ロスについては、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」でも言及されています。国が2018年6月に策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「SDGs」のインディケーターを踏まえ、家庭から発生する食品ロス量を2030年度時点に2000年度比で半減させる目標を掲げています。

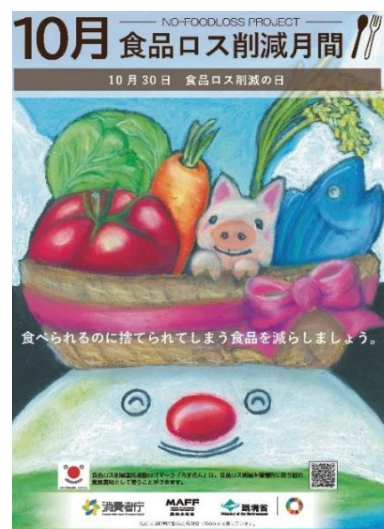
また、2019年10月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用していくこととなっています。

さらに、10月を食品ロス削減月間、10月30日を食品ロス削減の日とし、啓発資材の提供、イベント等を開催して普及啓発を推進することとしています。



左...資料：環境省（エレンマッカーサー財団2016年より）

右...資料：環境省（国連環境計画2018年度報告書より）



▲：食品ロス削減ポスター

資料：消費者庁

■第五次環境基本計画■

国は、2018年4月に「環境基本法」の第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた「第五次環境基本計画」を策定しています。内容では、「SDGs」の考え方を活用して環境・経済・社会の統合的向上に取り組み、経済や社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす新たな成長につなげるとしています。また、各地域が資源を持続可能な形で最大限活用の上、特性を強みとして発揮する「地域循環共生圏」を創出することとしています。さらに、そうした地域の特性に応じ、資源を補完し支え合う取り組みを進めるとともに、幅広い関係者と連携を図ることとしています。



▲：地域循環共生圏のイメージ

資料：環境・循環型社会・生物多様性白書

■第三次えひめ環境基本計画■

愛媛県は、2020年3月に「愛媛県環境基本条例」の第10条に基づき、「第三次えひめ環境基本計画」を策定しています。計画では、目指すべき将来像に『環境と経済の好循環による「愛顔（えがお）あふれる持続可能なえひめ」』を掲げ、実現に向けた3つの基本目標を設定し、基本目標を達成していくための6つの基本方針に沿った取り組みを進めていくこととしています。



▲：第三次えひめ環境基本計画の基本目標・方針

■愛媛県地球温暖化対策実行計画■

愛媛県は2020年2月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「気候変動適応法」に基づき、「愛媛県地球温暖化対策実行計画」を策定しています。計画では、地球温暖化等の気候変動問題に県民総ぐるみで対処するため、「県民の暮らしと両立する低炭素社会の実現」を基本理念に掲げ、「緩和と適応」を両輪とする総合的な地球温暖化対策に取り組み、将来的に脱炭素社会の実現を目指すこととしています。

(2) 計画の目的と役割

資源やエネルギーの大量消費、廃棄物の大量発生を伴う今日の社会経済活動は、私たちの生活に利便性や物質的な豊かさをもたらした一方、環境汚染や地球温暖化に伴う大規模な自然災害の増加など、深刻な環境問題を引き起こしています。

私たちは、良好で快適な環境の恵みを受ける権利を有するとともに、かけがえのない自然環境を守り、将来の世代に引き継いでいく必要があります。そのため、それぞれの主体が連携の上、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会への構築に向けて、より一層、歩みを進めていかなければなりません。

一方、国内外の環境分野に関する動向に目を向けると、「SDGs」をはじめ、「パリ協定」の採択、国の「地球温暖化対策計画」や「第五次環境基本計画」、愛媛県の「第三次えひめ環境基本計画」の策定など、国際社会、国、愛媛県は環境問題の解決に向けた様々な取り組みを進めています。さらに、2018年7月に発生した「西日本豪雨」による河川の氾濫等は、各地に甚大な被害をもたらすなど、地球温暖化の影響が一因として想定される災害等の規模は深刻さを増している状況です。

このような西予市を取り巻く環境に関する動向は多岐にわたり、行政をはじめ、市民、事業者等の各主体の一人ひとりが地球規模の環境問題に対する意識を高め、日常生活や事業活動の場面から環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルを確実に実践していくことが求められています。

以上のことから、この度、行政をはじめとした市民、事業者等の各主体が共通の認識を持ち、環境の保全及び創造に関する施策等を推進していくため、2020年1月に施行した「西予市環境基本条例」に基づき、新たに西予市の環境分野に関する総合的な方針となる「西予市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、市民、事業者等と協働して各種取り組みを進めていきます。

本計画は、環境行政を取り巻く社会経済情勢等の変化、市民、事業者等のニーズなどに対応した環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、地球温暖化をはじめとした環境問題が重要視される状況下で、「西予市環境基本条例」の基本理念を受け、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、それを将来の世代に引き継ぐことを目的に、市内の良好な環境を保全・創造していくための基本となる考え方を定めるものです。

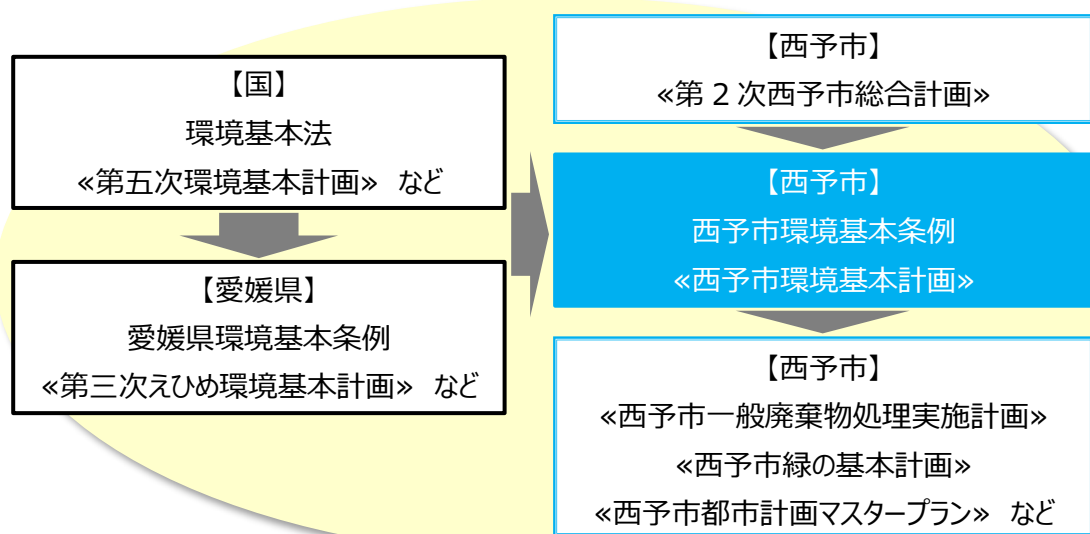
今後、西予市は、本計画に基づき、市民、事業者等と協働の上、環境に関する施策全般を総合的かつ計画的に推進し、環境にやさしい持続可能な社会の実現に向けて、積極的な姿勢で各種取り組みを実施していきます。



2. 計画の位置付け

本計画は、「西予市環境基本条例」の第9条に基づいて定めるものです。西予市の行政計画の最上位に位置する「第2次西予市総合計画」の取り組みを環境面から推進するとともに、西予市における環境行政の基本的な計画として、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項及び基礎調査をはじめ、基本方針、取組施策及び推進体制等について定めるものです。同時に、西予市の他の行政計画や施策等と整合を図るものです。

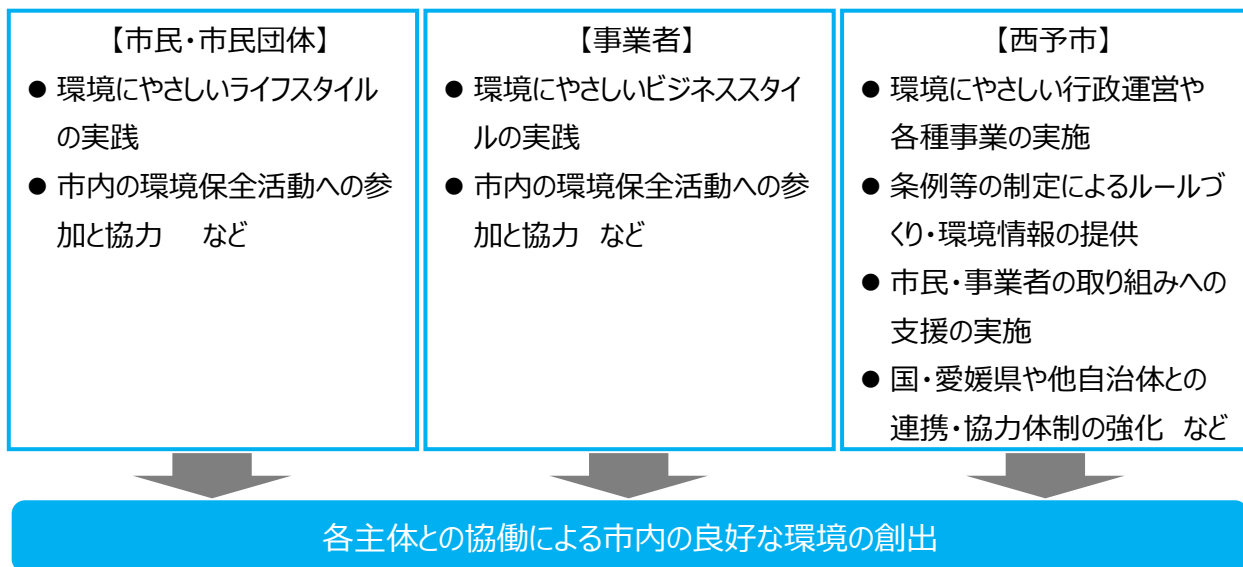
また、国の「環境基本法」、「第五次環境基本計画」、愛媛県の「愛媛県環境基本条例」、「第三次えひめ環境基本計画」等の関連法令や条例、上位計画等に準拠するものです。



3. 各主体の役割

市内のより良い環境を守り育てるためには、市民・市民団体、事業者、西予市のそれぞれの主体が積極的な取り組みを進めていくことが必要となります。

なお、計画の推進に当たり、各主体に求められる役割については、以下の通りです。



4. 対象とする環境の範囲

計画で対象とする環境の範囲は、公害、まちの景観や文化財等に関する内容を含んだ「生活環境」に関する分野をはじめ、地球温暖化への緩和策や適応策に関する内容を含んだ「気候変動・低炭素・脱炭素」の分野、廃棄物等に関する内容を含んだ「循環型社会」の分野、動植物や自然とのふれあい等に関する内容を含んだ「生物多様性と自然共生社会」の分野、環境教育や環境保全活動等に関する内容を含んだ「環境教育・学習・環境保全活動」の横断的な分野に区分され、以下の環境の範囲を対象とします。

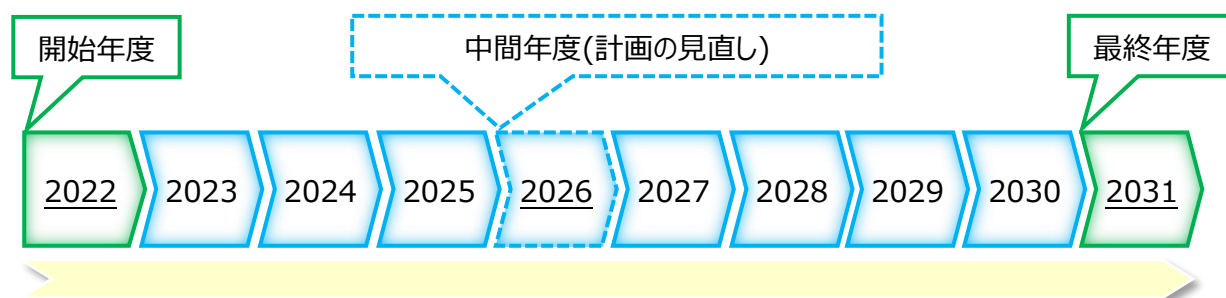
ただし、対象とする環境の範囲については、限定的なものではなく、新たな項目を立てる必要が生じた場合には適宜、視点の見直しを行っていきます。

なお、本計画では、これらの5つの項目に分類される内容を踏まえて基本目標を設定し、環境に関する取り組みを進めていくこととします。

項目	主な内容
生活環境	大気質、水質、騒音・振動、土壌、悪臭、化学物質、景観、文化財 など
気候変動・低炭素・脱炭素	再生可能エネルギー、省エネルギー、気候変動への適応 など
循環型社会	廃棄物の発生抑制・適正処理、リサイクル など
生物多様性と自然共生社会	希少種・外来種、有害鳥獣、森林、農地、自然とのふれあい など
環境教育・学習・環境保全活動	環境教育・学習、環境保全活動、環境情報 など

5. 計画の期間

本計画の期間は、2022年度から2031年度までの10年間とし、西予市を取り巻く国内外の環境分野の動向等に大きな変化があった場合には、中間年度である2026年度を目安に計画の見直しを行います。



第2章 西予市の現況

1. 位置・地勢

西予市は、愛媛県の南部、南予地方の中心に位置し、北側は八幡浜市、大洲市、内子町、久万高原町に、南側は宇和島市、鬼北町、東側は高知県に接しています。

生活経済圏は、西予市と八幡浜市、大洲市、内子町、伊方町で構成される八幡浜・大洲圏域に属し、2004年4月1日に東宇和郡明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡三瓶町の5町が合併して誕生しました。

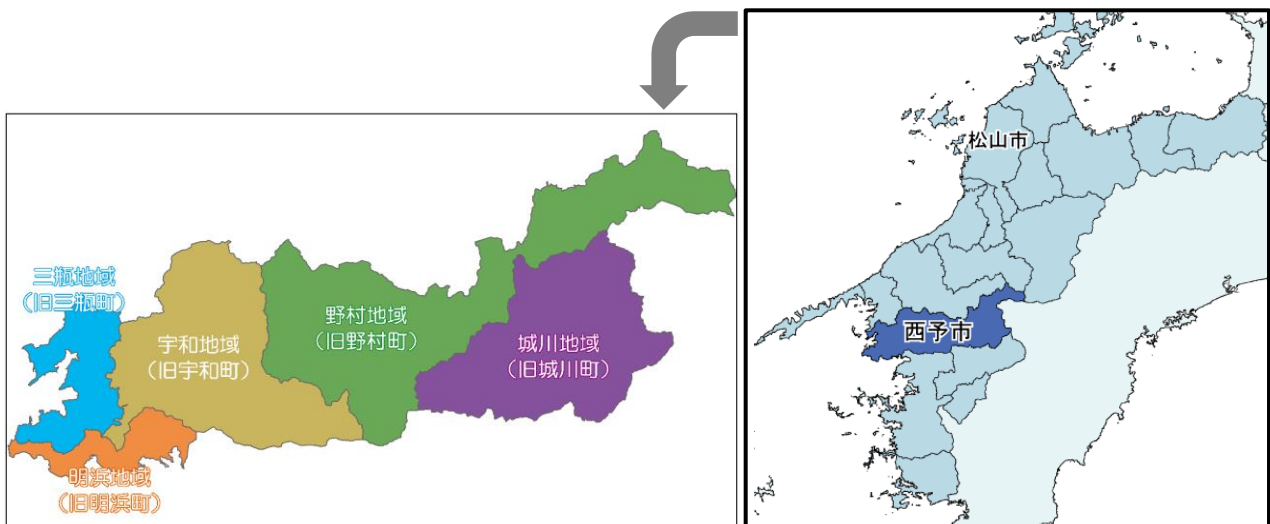
面積は514.79km²と広大であり、臨海地域は、リアス式海岸で、東部の四国山地のカルスト台地から西部の宇和海に接する海岸までの標高差約1,400mに及ぶ変化に富んだ地形と豊かな自然、優れた景観を有しています。

また、主要な河川は、北流して瀬戸内海に注ぐ肱川の上流部とその支流の黒瀬川や船戸川などがあり、平地部分はこれらの河川沿いに広がっていますが、全体的に丘陵山地が大部分を占めています。

山地の東へ行くほど、標高が高くなり、野村町東端部の源氏ヶ駄場（標高1,403m）を最高峰として、当該地域の標高差は約1,400mにも及びます。宇和町、野村町、城川町は肱川流域の各支流沿いの谷間で結ばれていますが、全体的に丘陵山地で分かれており、海側の明浜町、三瓶町とは河川流域が異なり、急峻な山々によって東西に隔てられています。周辺市町との境界は、肱川の部分を除き、山地で隔てられています。

さらに、各地域には、歴史的な建造物や古墳群等の数多くの文化遺産のほか、民俗芸能や伝統行事が保存・伝承されています。

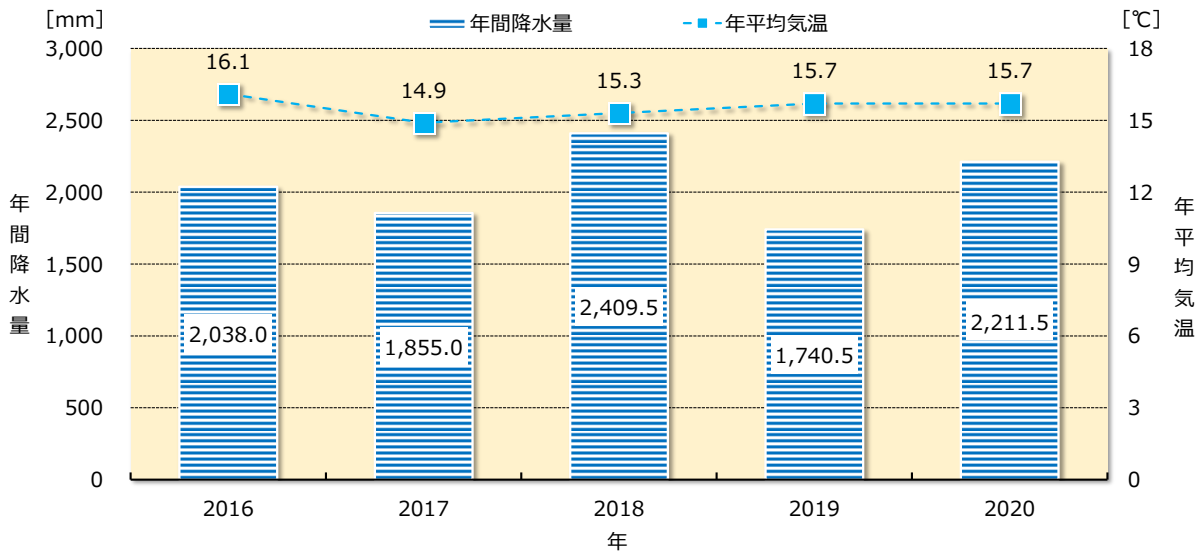
交通は、2004年4月に四国横断自動車道・西予宇和インターチェンジが開通し、県都松山からの所要時間は約1時間となっており、県南部の拠点としてヒト・モノの交流が活発です。鉄道は、市内にJR卯之町駅があり、JR松山駅まで、特急で約1時間となっています。



▲：西予市の位置と地域の構成

2. 気象

気象庁が常時観測を行っている市内の気象観測所では、宇和地域気象観測所があります。過去5年間の年間降水量は、1,740.5mmから2,409.5mmの間で推移しています。また、年平均気温は、14.9℃から16.1℃の間で推移しています。



▲：年間降水量及び年平均気温の推移

資料：西予市統計書

3. 土地利用

西予市の地目別土地課税面積の総数は、2022年1月1日時点で30,406haとなっています。

内訳では、山林が占める割合が最も多く、全体の75.2%となっています。

項目	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	総数
面積 [ha]	2,780	2,885	899	1	22,851	265	465	260	30,406
割合 [%]	9.1	9.5	3.0	0.0	75.2	0.9	1.5	0.9	100

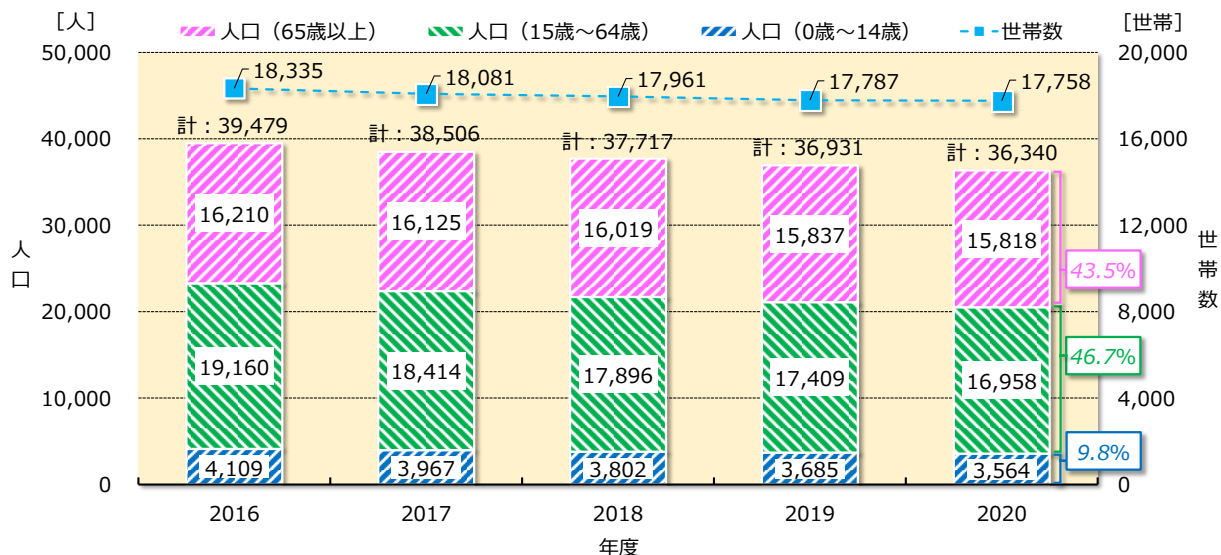
▲：地目別土地課税面積（2022年1月1日現在）

資料：西予市

4. 人口及び世帯数等

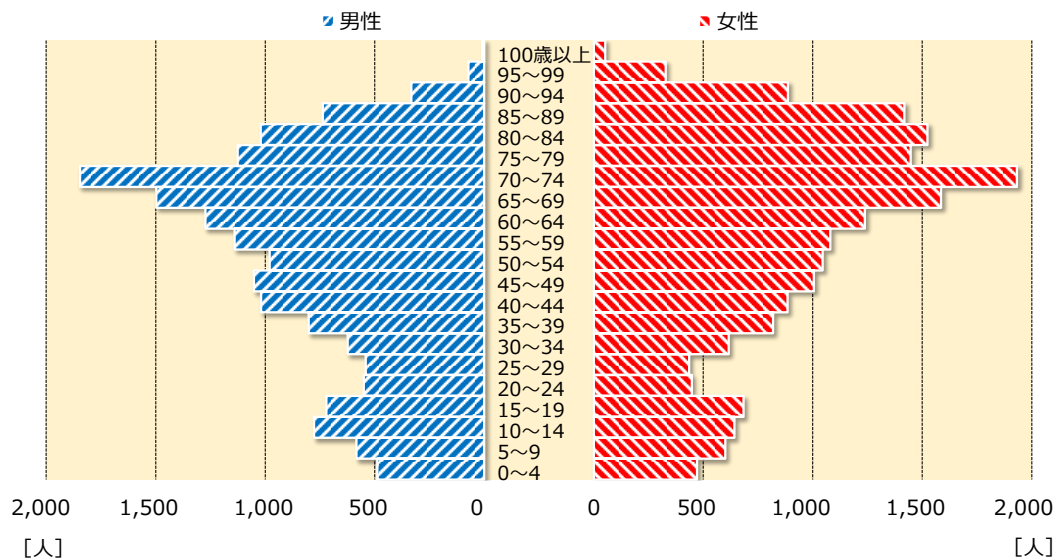
西予市の総人口は、2020 年度に 36,340 人で、2016 年度よりも 3,139 人減少しており、2020 年度の内訳では、0 歳～14 歳が 9.8%、15 歳～64 歳が 46.7%、65 歳以上が 43.5%となっています。

また、世帯数は、2020 年度に 17,758 世帯で、2016 年よりも 577 世帯減少しています。



▲：人口及び世帯数の推移（各年度3月31日時点）

資料：住民基本台帳



▲：2020年度の人口ピラミッド（3月31日時点）

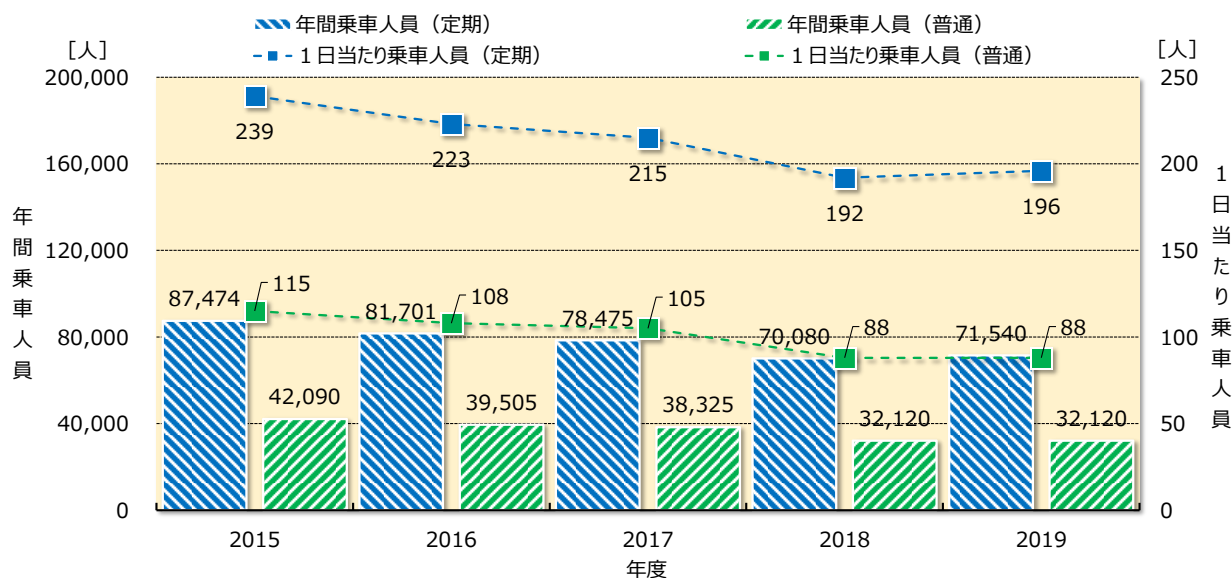
資料：住民基本台帳

5. 交通

(1) 鉄道

市内の卯之町駅の普通及び定期を合わせた年間乗車人員は、2019年度に103,660人で、2015年度よりも25,904人減少しています。

また、普通及び定期を合わせた1日当たり乗車人員は、2019年度に284人で、2015年よりも70人減少しています。

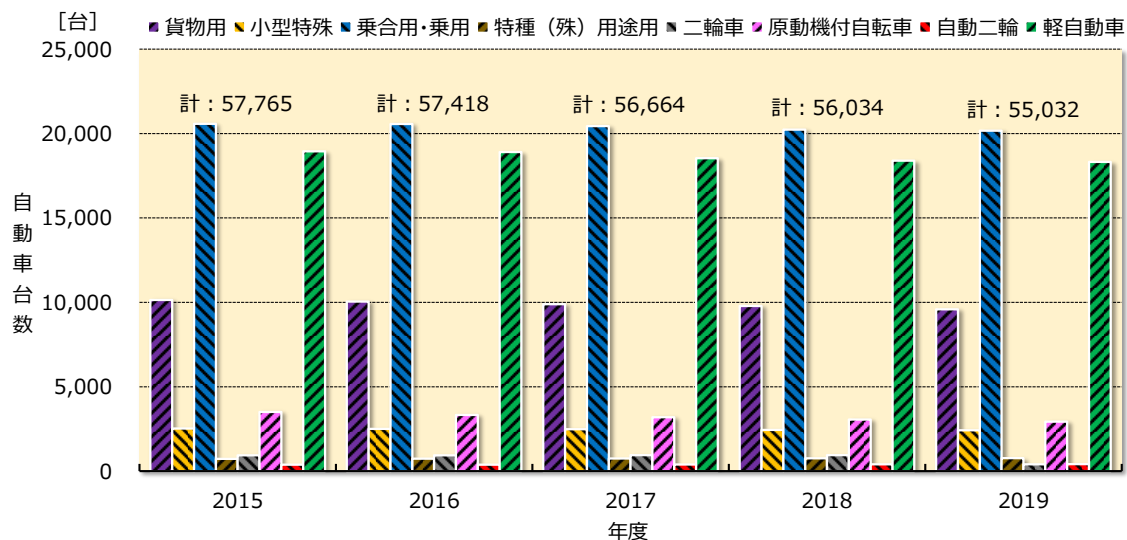


▲：JR 卯之町駅乗車人数の推移

資料：西予市統計書

(2) 自動車

市内の自動車台数は、2019年度に55,032台で、2015年度よりも2,733台減少しています。2019年度の内訳では、乗合用・乗用が占める割合が最も多く、全体の36.7%となっています。



▲：自動車台数の推移

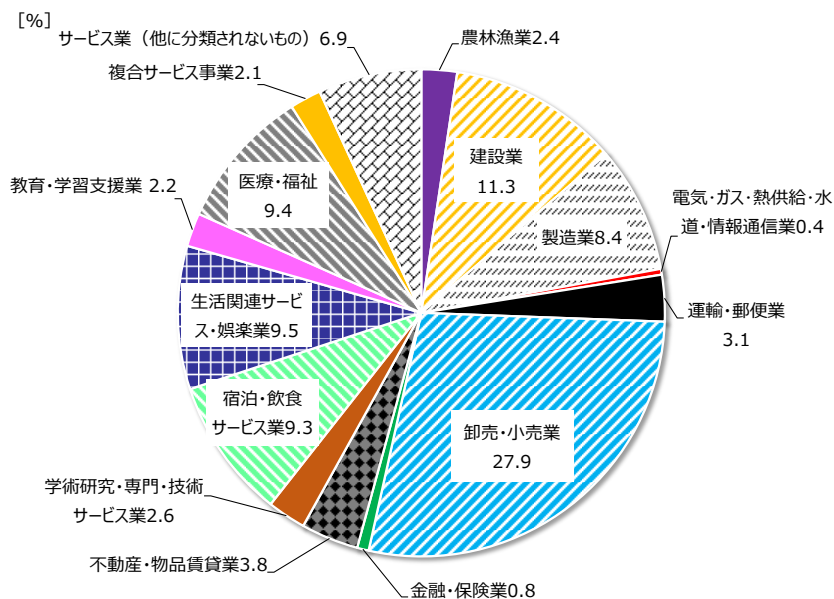
資料：西予市統計書

6. 産業

(1) 事業所

市内に所在する事業所数は、2016年に2,072事業所となっています。

内訳では、卸売・小売業が占める割合が最も多く、全体の27.9%となっています。



▲：事業所の内訳（2016年6月1日時点）

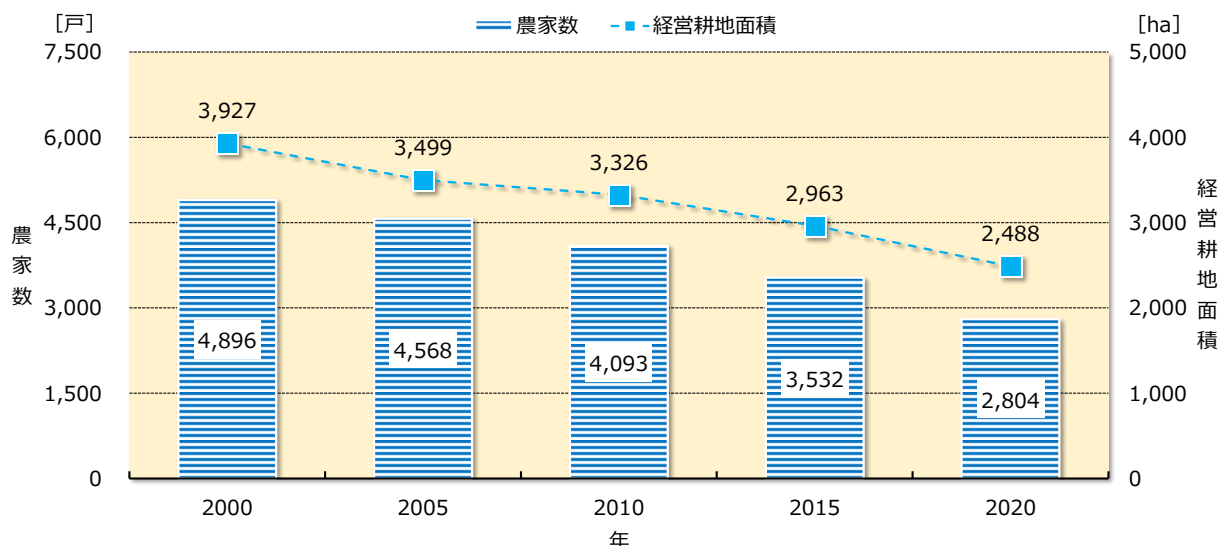
資料：西予市統計書（経済センサス活動調査）

（注）民営（国及び地方公共団体の事業所を除く）事業所のみ。

(2) 農業

市内の農家数は、2020年に2,804戸で、2000年よりも2,092戸減少しています。

また、経営耕地面積は、2020年に2,488haで、2000年よりも1,439ha減少しています。



▲：農家数及び経営耕地面積の推移

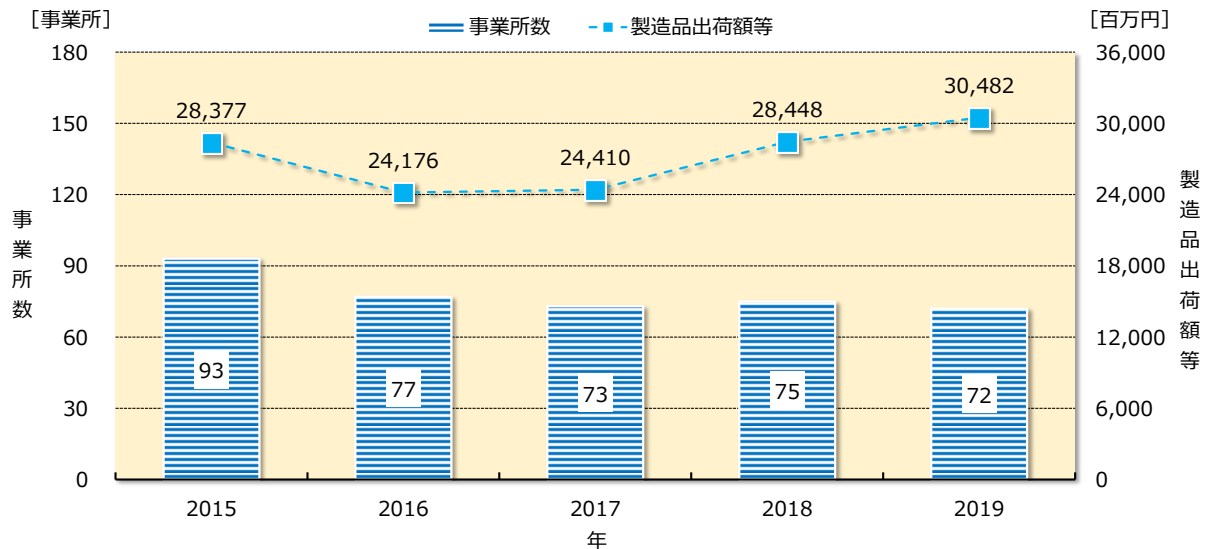
資料：西予市統計書（農林業センサス）

（注1）各年2月1日現在のもの。

（注2）経営耕地面積は販売農家を対象としたもの。

(3) 工業

市内の事業所数は、2019 年に 72 事業所で、2015 年よりも 21 事業所減少しています。
また、製造品出荷額等は、2019 年に 30,482 百万円で、2015 年よりも 2,105 百万円増加しています。



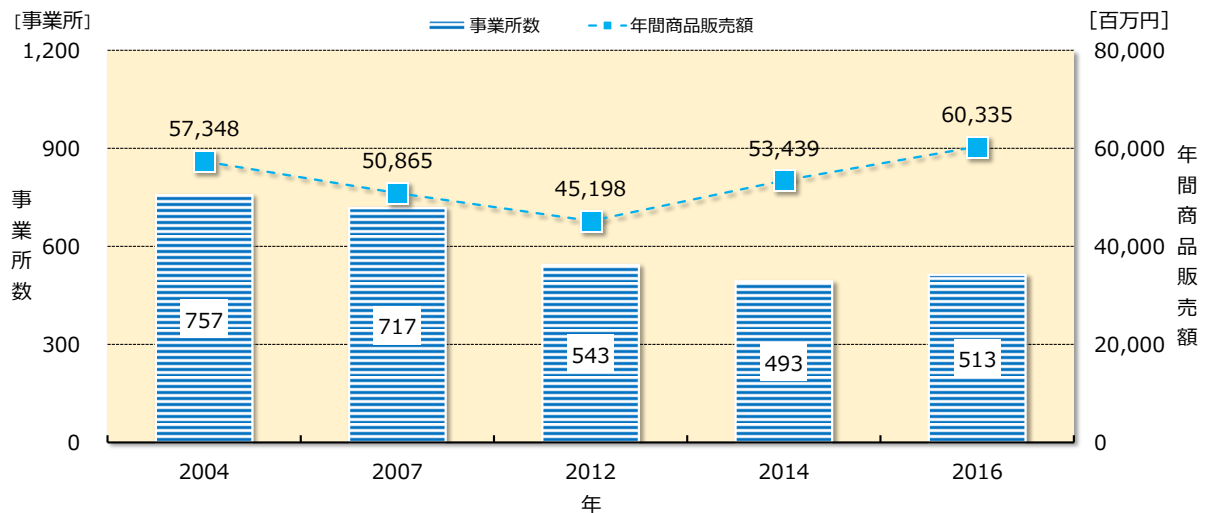
▲：事業所数及び製造品出荷額等の推移

資料：西予市統計書（工業統計調査・経済センサス活動調査）

（注）2014 年は工業統計調査より、12 月 31 日現在のもの。2015 年は経済センサス活動調査より、6 月 1 日現在のもの。2017 年及び 2018 年は工業統計調査より、6 月 1 日現在のもの。

(4) 商業

市内の事業所数は、2016 年に 513 事業所で、2004 年よりも 244 事業所減少しています。
また、年間商品販売額は、2016 年に 60,335 百万円で、2004 年よりも 2,987 百万円増加しています。



▲：事業所数及び年間商品販売額の推移

資料：西予市統計書（商業統計調査・経済センサス活動調査）

（注 1）2004 年、2007 年、2016 年は 6 月 1 日現在のもので、2012 年は 2 月 1 日、2014 年は 7 月 1 日現在のもの。

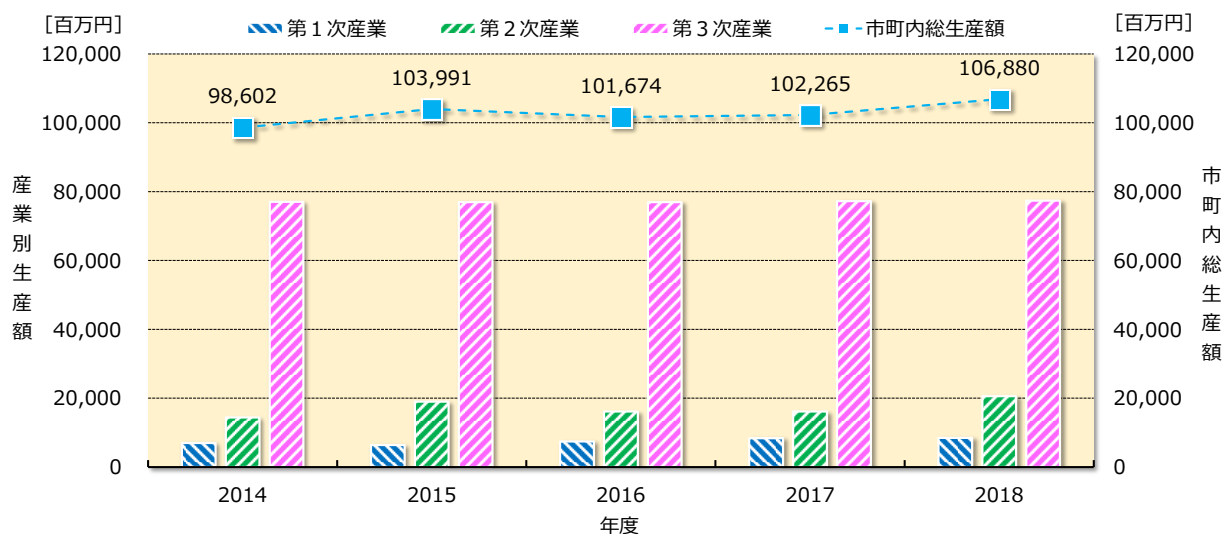
（注 2）2012 年及び 2016 年は経済センサス活動調査のもので、2004 年、2007 年、2014 年は商業統計調査によるもの。

(5) 市町内総生産

1 年度間に、市町内での各経済活動部門の生産活動により、新たに生み出された付加価値の貨幣評価額を市町内総生産と言います。市町内総生産は、市町内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表わすものであり、産出額から中間投入（原材料や光熱費等の経費）を控除したものが該当します。

市内における総生産額は、2018 年度に 106,880 百万円で、2014 年度よりも 8,278 百万円増加しています。

2018 年度の内訳では、第 3 次産業が占める割合が最も多く、全体の 72.4%となっています。



▲：市町内総生産の推移

資料：愛媛県市町民所得統計

(注 1) 市町民所得統計は各種の統計指標により、市町別に按分推計したもので、個別の資料から市町ごとに市町内総生産及び市町民所得を直接推計したものではない。

(注 2) 表示単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

第3章 計画の方向性

1. 目指すべき将来像

西予市は、四国山地のカルスト台地をはじめ、宇和海に面するリアス式海岸を有するなど、豊かな自然に恵まれています。同時に、各地域には、歴史的な建造物や古墳群等の数多くの文化遺産、民俗芸能や伝統行事が保存・伝承されています。

こうした市内の恵まれた地域資源を守り、将来の世代に引き継ぎ、持続可能なまちを形づくっていくためには、西予市、市民、事業者等のそれぞれが日頃から環境への負荷が少ない取り組みを心掛け、着実に実践していくことが重要です。今日の西予市の環境を創り出したのは、他の誰でもなく、西予市に暮らす私たち自身です。そして、この環境をより良いものとし、次世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務です。

「西予市環境基本条例」では、人々が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に寄与することが目的として掲げられています。

そのためには、大気質や水質の保全、エネルギーの効率的な利用や自然環境・地域と共生した再生可能エネルギーの活用、環境への負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルの実践、ごみの発生抑制や資源の有効活用、豊かな自然環境の保全など、多くの課題に取り組まなければなりません。このような背景を踏まえ、それら課題を西予市、市民、事業者等のそれぞれが自らの課題として認識の上、互いに連携・協働して進めていくことを目指して、西予市が環境分野において目指すべき10年後の将来像を以下の通り設定します。

「西予市環境基本計画」の目指すべき将来像

良好な生活環境が確保された 人と自然が共生する持続可能なまち 西予



西予市環境基本条例（抜粋） 第3条 基本理念

- 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的として行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指し、市、市民及び事業者がそれぞれの役割分担の下に、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 地球環境の保全は、市、市民及び事業者が自らの課題としてとらえ、それぞれの施策、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

2. 基本目標

目指すべき将来像を実現するため、5つの基本目標を設定して市民、事業者等と連携しながら、各分野で取り組みを進めます。

なお、「SDGs」については、国際社会をはじめ、国や愛媛県においても取り組みが実施されているため、西予市としても「SDGs」の各目標が目指す内容に貢献できるよう、環境分野の側面から取り組みを進めていくこととします。

基本目標 1：地域の良好な生活環境の確保

大気環境や水環境等の保全、不法投棄の防止対策、空き家の適正管理など、安全かつ健康な環境の確保に努めるとともに、市内の景観資源や歴史的な文化財等を保全することで、地域の良好な生活環境を将来の世代に引き継ぎます。

基本目標 2：気候変動対策の推進と低炭素・脱炭素社会の実現

省エネルギー行動の実践や再生可能エネルギーの利用など、温室効果ガスの削減を図る緩和策を推進し、低炭素社会の実現、さらには脱炭素社会の実現を目指します。また、顕在化する気候変動の影響に対する適応策を推進し、まちの強靭性を高めます。

基本目標 3：環境への負荷が少ない循環型社会の構築

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を可能な限り低減するため、3Rのさらなる推進、プラスチックごみや食品ロスなどの発生抑制に向けた啓発活動等に取り組みます。また、地域と連携し、資源化に向けたごみの分別収集の拡充、集団回収の活性化などに努めることで、環境への負荷が少ない循環型社会を構築します。

基本目標 4：生物多様性の保全と自然共生社会の実現

地域に生息・生育する希少な野生動植物の保護、外来生物対策や有害鳥獣対策など、地域の生物多様性の保全に努めます。また、自然とのふれあいの場を創出することで、生物多様性とのつながりを意識した人と自然が共生する社会の実現を目指します。

基本目標 5：環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進

家庭、職場、学校など、地域のみんなが環境について積極的に学び、環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルを実践する持続可能なまちを目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



6 安全な水とトイレを世界中に



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



8 働きがいも経済成長も



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任つかう責任



13 気候変動に具体的な対策を



14 海の豊かさを守ろう



15 陸の豊かさも守ろう



17 パートナリープで目標を達成しよう



3. 施策体系



取り組み

主に関連する SDGs の目標

●大気質に関する情報収集・発信 ●水質調査の継続実施と水環境の保全 ●騒音・振動の発生防止 ●土壌の保全 ●悪臭の発生防止 ●有害化学物質対策の実施

●「西予市景観条例」に基づく規制・誘導 ●不法投棄やポイ捨て防止対策の実施
●「西予市空家等対策計画」に基づく空家対策の実施

●文化財の保存・整備と学校教育や観光振興への活用

●「西予市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の推進と事業所への取り組みの波及

●自然環境・地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進 ●再生可能エネルギーの自家消費の促進 ●各種支援制度等に関する情報の発信 ●次世代自動車の普及促進 ●各主体と連携した「COOL CHOICE」の実践 ●「西予市オフセット・クレジット」の推進 ●フロン類対策の推進

●自然災害への対応 ●熱中症の防止 ●災害発生時の非常用電源の確保

●ごみの減量化の推進 ●プラスチックごみの削減に向けた普及啓発活動の実施
●食品ロスの削減に向けた普及啓発活動の実施

●各種広報媒体等を活用したリサイクルの推進 ●地域における資源化の促進

●ごみの収集・運搬体制の充実 ●「西予市災害廃棄物処理計画」に基づく災害廃棄物対策の推進

●ツル・コウノトリ等の希少種の保全・保護 ●外来生物対策の実施 ●有害鳥獣対策の実施 ●生物多様性保護区域の検討・研究

●自然体験学習会等を活用した環境教育の実施 ●「四国西予ジオパーク」や関係機関と連携した地質資源・自然環境の保全・活用

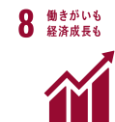
●森林の水源かん養機能の保全と健全な水循環の促進 ●西予市産木材の普及促進 ●耕作放棄地対策の推進 ●環境保全型農業の推進

●学校給食における地産地消の推進 ●地域における地産地消の推進

●各種制度を活用した学習会や講演会等の開催 ●施設見学会や「四国西予ジオパーク」に関する出前講座・現地学習等の開催 ●学校や地域で行われている環境学習の支援 ●ツル・コウノトリを活用した環境学習及び交流事業の実施

●環境情報の発信 ●事業者への事例等の発信と行政による支援策の検討 ●環境保全活動団体への支援策の検討 ●地域と連携した市内一斉グリーン運動の展開

●広域連携の推進 ●市内における SDGs の波及



第4章 施策の展開

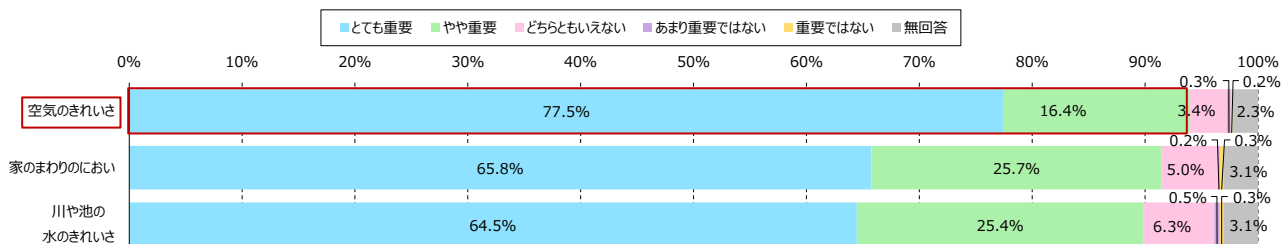
1. 地域の良好な生活環境の確保

(1) 西予市の主な環境の現状と課題

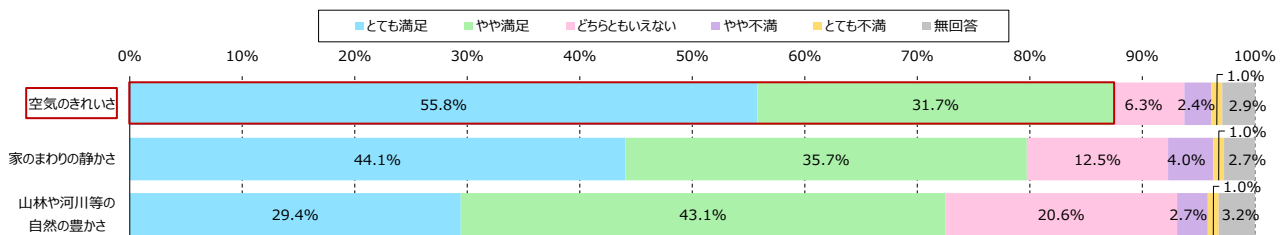
■大気質■

市内には、大気の常時観測所は設置されていませんが、微小粒子状物質（PM2.5）の八幡浜市での観測結果では、2014年度以降は、環境基準を達成しています。

アンケート調査結果によると、市民の大気質に関する重要度と満足度は高くなっており、微小粒子状物質（PM2.5）などによる大気環境の悪化の防止に向け、愛媛県、周辺自治体等と連携体制を整備し、情報収集と市民等への情報提供に努めていくことが必要です。



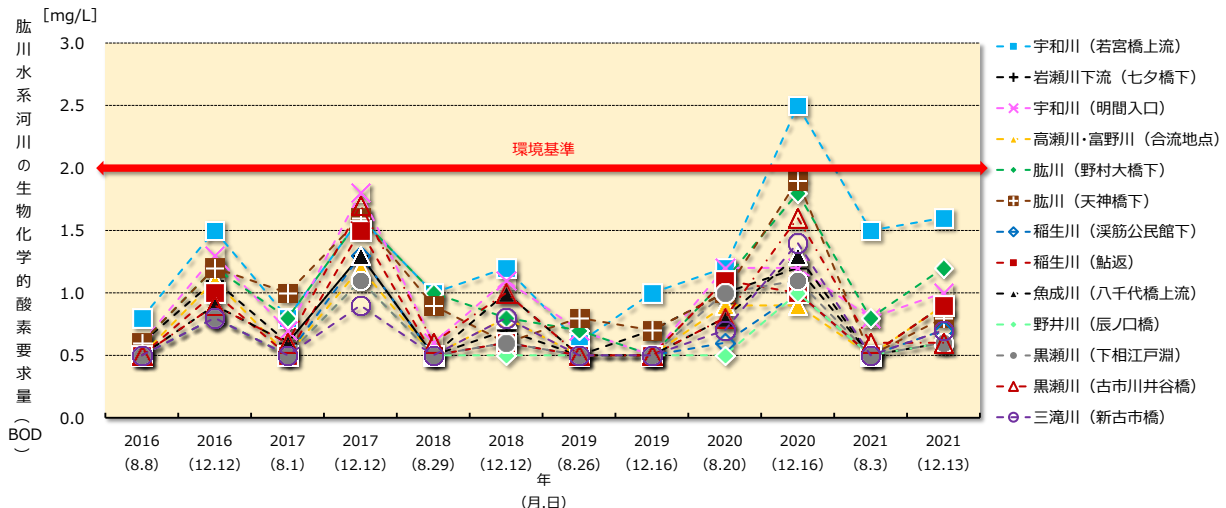
▲：市民アンケート調査結果（重要度の上位3つ）



▲：市民アンケート調査結果（満足度の上位3つ）

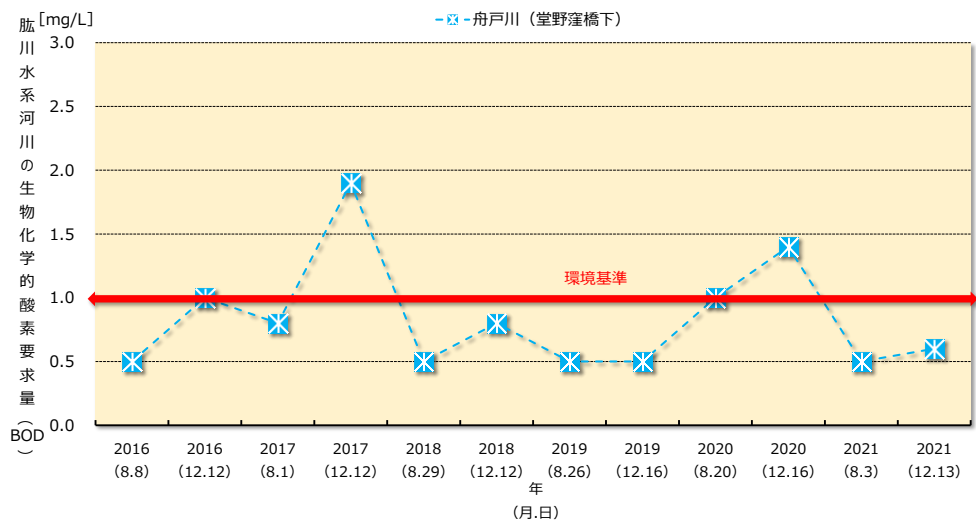
■河川及び海域の水質■

西予市では、肱川水系の河川の水質調査を毎年度実施しています。2017年12月12日と2020年12月16日の舟戸川（堂野窪橋下）及び2020年12月16日の宇和川（若宮橋上流）で、生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準を達成していませんが、その他の調査及び他の地点は環境基準を達成しています。



▲：肱川水系河川の生物化学的酸素要求量（BOD）の推移【1/2】

資料：西予市 肱川水系河川水質分析結果

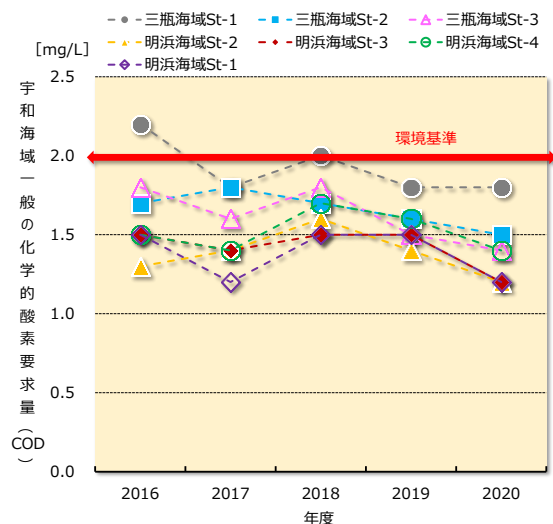


▲：肱川水系河川の生物化学的酸素要求量 (BOD) の推移【2/2】

資料：西予市 肱川水系河川水質分析結果

また、海域の結果では、2016 年度の三瓶海域で、化学的酸素要求量 (COD) の環境基準を達成していませんが、その後の調査・他の地点は環境基準を達成しています。

肱川水系の河川では、上流部において汚濁が見られるため、水質調査や監視等を継続的に実施し、愛媛県などの関係機関と連携した水環境の保全に努めていく必要があります。



▲：宇和海域の化学的酸素要求量 (COD) の推移

資料：愛媛県 公共用水域の水質測定結果

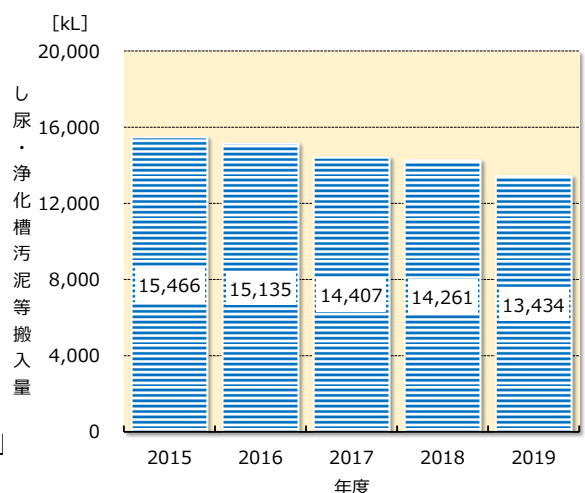
■ 公共下水道普及率及びし尿・浄化槽汚泥等 ■

市内の公共下水道事業普及率は、現在処理人口の増加に伴い、増加しています。

また、市内から発生するし尿・浄化槽汚泥等の搬入量は、減少しています。

西予市では、浄化槽処理促進区域（公共下水道事業計画認可区域を除いた市内全域）で、合併処理浄化槽を設置する市民に対し、費用の一部を助成しています。

今後も継続して、地域の実情に即した効率的な汚水処理の実施による持続可能な下水道事業の運営に取り組むと同時に、「広報せいよ」などを通じた下水道未接続世帯への周知に努めていく必要があります。

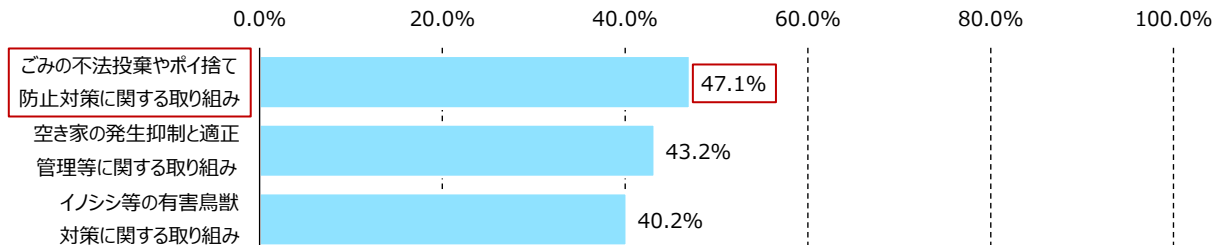


▲：し尿・浄化槽汚泥等搬入量の推移

資料：西予市

■不法投棄・ポイ捨て■

市民のアンケート調査結果によると、市役所の取り組みとして力を入れるべき分野では、ごみの不法投棄やポイ捨て防止対策に関する意見が多くなっています。そのため、監視パトロールの実施や防止看板の設置など、不法投棄がされにくい環境づくりを進めると同時に、ポイ捨ての禁止に関する普及啓発活動などにより、市民のマナーやモラルの向上を図っていく必要があります。



▲：市民アンケート調査結果（力を入れるべき分野の上位3つ）

■歴史的資源■

市内には、多数の歴史的文化財が存在しており、各地域と協力し、貴重な歴史を次世代に伝えていくと同時に、文化財の保存や整備に努めることで、学校教育や観光振興に活用していく必要があります。

分類	有形文化財	無形文化財	民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	文化的景観	伝統的建造物群
国	2	-	-	2	-	-	1	1
愛媛県	7	-	7	5	1	5	-	-
西予市	105	1	47	24	3	24	-	-
計	114	1	54	31	4	29	1	1

▲：指定文化財件数（2020年3月31日現在）

資料：西予市統計書

分類	国	愛媛県	西予市
有形文化財	10	-	-

▲：登録文化財指定件数（2020年3月31日現在）

資料：西予市統計書

分類	国	愛媛県	西予市
記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	1	-	-
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	3	-	-

▲：選択文化財指定件数（2020年3月31日現在）

資料：西予市統計書

(2) 取り組み

①公害の発生防止

大気質に関する 情報収集・発信	● 光化学オキシダント（Ox）注意報や警報、微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起情報の発令時には、関係機関と連携した情報提供に努めます。 ● 愛媛県と連携し、工場・事業場への「大気汚染防止法」に基づく排出基準等の遵守を指導します。 ● 市民や事業者エコドライブの実施を周知します。 ● 廃棄物の違法焼却などの野焼きについては、指導等を実施すると同時に、悪質な事案は警察と連携した対応に努めます。
水質調査の継続実施と水環境の保全	● 肱川水系の河川の水質調査を継続して実施し、結果をホームページや「広報せいの」等を通じて発信します。 重点 ● 「愛ビーチ・サポーター制度」を活用した海洋ごみの回収を行うと同時に、愛媛県や他自治体等と連携し、宇和海の保全に向けた各種取り組みを行います。 ● 廃食油や食べ残しを流さない、過度な洗剤の使用抑制、水切りネットの使用など、家庭における生活排水対策に関する啓発活動を行います。 重点 ● 下水道処理区域内の未接続世帯への水洗化に関する啓発活動に努めます。 ● 公共下水道事業及び農業集落排水事業における区域外の世帯への合併処理浄化槽の設置を図り、生活排水の適正処理を促します。 ● 「水質汚濁防止法」の規制対象となる事業場には、愛媛県と連携の上、排水基準の遵守を指導します。
騒音・振動の発生 防止	● 自動車騒音の常時監視測定の実施と結果の公表を行うとともに、必要に応じて国や愛媛県と連携し、道路沿道の交通騒音の緩和に向けた遮音壁の設置、低騒音舗装、道路緑化等の環境施設帯の維持管理に努めます。 ● 生活騒音等の苦情に関するルールづくりや意識啓発に努めます。 ● 「騒音規制法」に基づき、工場や事業場から発生する騒音の規制基準の遵守を指導します。
土壌の保全	● 「土壌汚染対策法」に基づき、愛媛県と連携して工場や事業場の跡地の土地所有者に対し、土壌汚染に関する調査と適切な措置の実施を指導します。
悪臭の発生防止	● 関係機関と連携して、工場や事業場等からの悪臭の発生防止を指導します。
有害化学物質対策 の実施	● 愛媛県と連携し、建築物の解体現場等からの大気中へのアスベストの飛散防止対策の徹底を周知することで、健康被害の発生を防止します。 ● 事業者に対し、「PRTR（環境汚染物質排出・移動登録）制度」等の法令遵守の徹底を求めると同時に、ホームページや「広報せいの」等による情報提供に努めます。

②良好な居住環境の創出

「西予市景観条例」に基づく規制・誘導	● 景観のルールづくり等により、県立自然公園条例や文化財保護法等の既存の法律で保護の対象となっている場所、四国カルストや宇和海等の景勝地、宇和地区卯之町の歴史的町並みなどのみではなく、地域住民の意見を尊重しつつ景観の保全を図ります。
不法投棄やポイ捨て防止対策の実施	● ホームページや「広報せいよ」等を通じて、市民及び事業者等への不法投棄の防止に向けた意識啓発を実施します。 ● 不法投棄の防止に向けた看板等の設置や市民、警察、関係機関と連携したパトロールを実施します。 重点 ● 地域と連携した市内一斉クリーン運動を通じ、廃プラスチック製品などを含む散乱ごみの回収による市内の環境美化に取り組みます。
「西予市空家等対策計画」に基づく空家対策の実施	● 「西予市空家等対策計画」に基づき、意識啓発等の発生抑制対策、職員等による現状把握・補足、移住者用の住宅や公共施設としての活用、ホームページ等による情報提供などに取り組みます。

③地域の文化財の保全

文化財の保存・整備と学校教育や観光振興への活用	● 関係者と連携し、地域に存在する多様な文化財を適切に保護します。 ● 「四国西予ジオパーク」とも連携の上、文化財を地域資源として教育やまちづくりに活用することで、西予市の魅力の増進と人材育成にも貢献します。
-------------------------	---

(3) 指標

本基本目標の取り組みを進める上で、進捗管理を行っていく指標は、以下の通りとなります。

項目	2020 年度 (現状)	2026 年度 (中間年度)	2031 年度 (目標年度)
空き家入居件数 (件/年)	17 (2019 年度)	20	20
し尿収集及び処理量 (kL/年)	13,434 (2019 年度)	11,810	10,700
水洗化率 (%)	55.9	68.5	73.0
合併浄化槽補助金交付件数 (件/年)	29	50	50
公害苦情件数 (件/年)	11 (2019 年度)	9	9

(4) 主に関連する SDGs の目標

本基本目標と関連する主な SDGs の目標は、以下の通りとなります。

3 すべての人に
健康と福祉を



6 安全な水とトイレ
を世界中に



11 住み続けられる
まちづくりを



2. 気候変動対策の推進と低炭素・脱炭素社会の実現

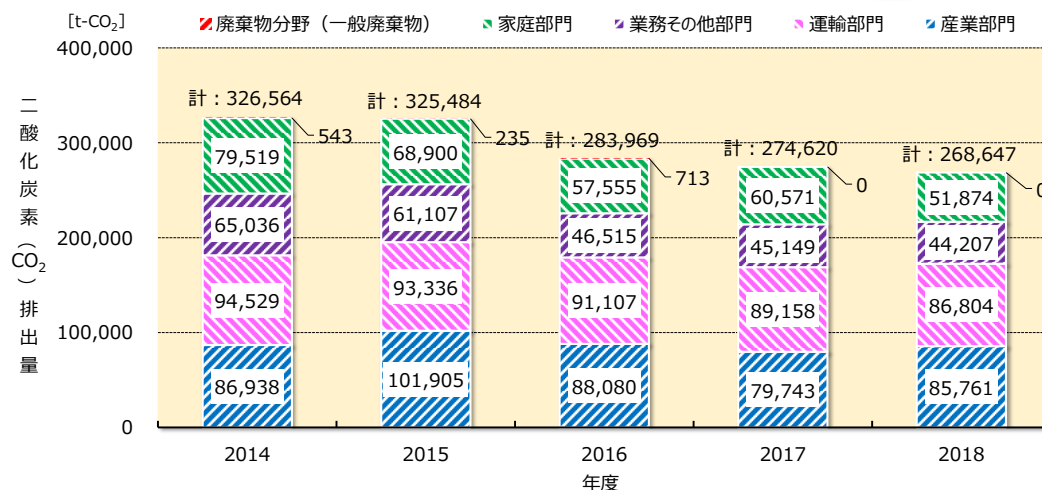
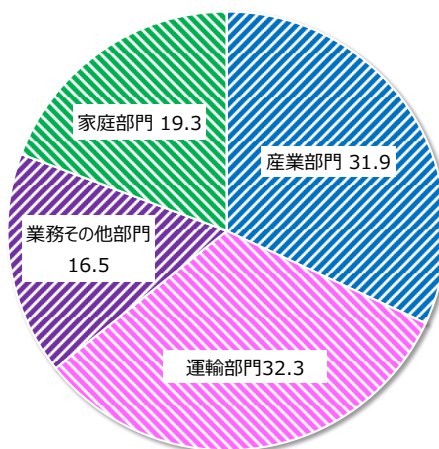
(1) 西予市の主な環境の現状と課題

■二酸化炭素排出量■

市内から排出される二酸化炭素(CO₂)排出量は、2018年度に268,647t-CO₂で、2014年度よりも57,917t-CO₂減少しています。

また、2018年度の部門別排出割合では、運輸部門の割合が32.3%と最も多く、次いで産業部門の31.9%などとなっています。市民、事業者、行政等の各主体が温室効果ガスの排出抑制に向けて、「COOL CHOICE」などの取り組みを実行していくことが必要です。

[%] 部門別排出割合(2018年度)

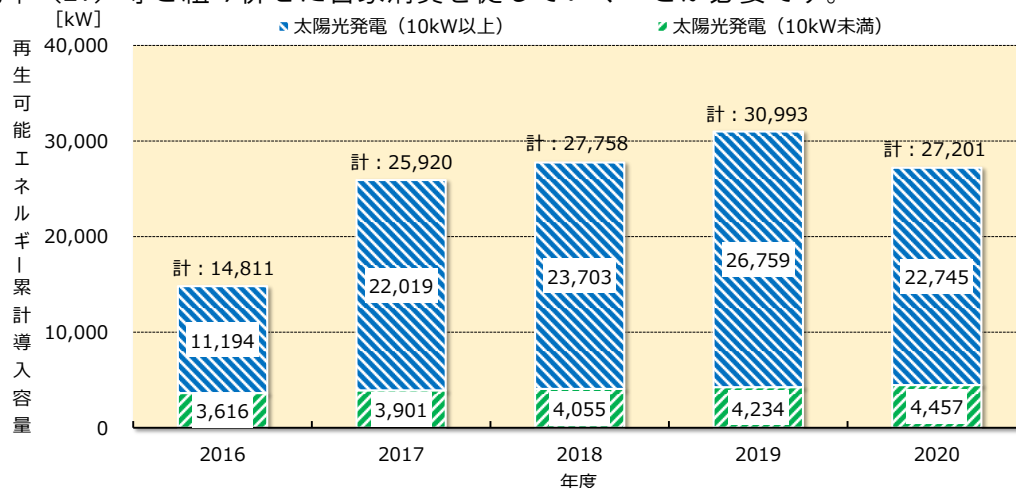


▲：区域の二酸化炭素(CO₂)排出量の推移と部門別排出割合(2018年度)

資料：環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

■再生可能エネルギー■

市内の太陽光発電の累積導入容量は、2020年度に27,201kWで、2016年度よりも12,390kW増加しています。今後は、災害発生時などに非常用電源としての活用が可能な蓄電池や電気自動車(EV)等と組み併せた自家消費を促していくことが必要です。



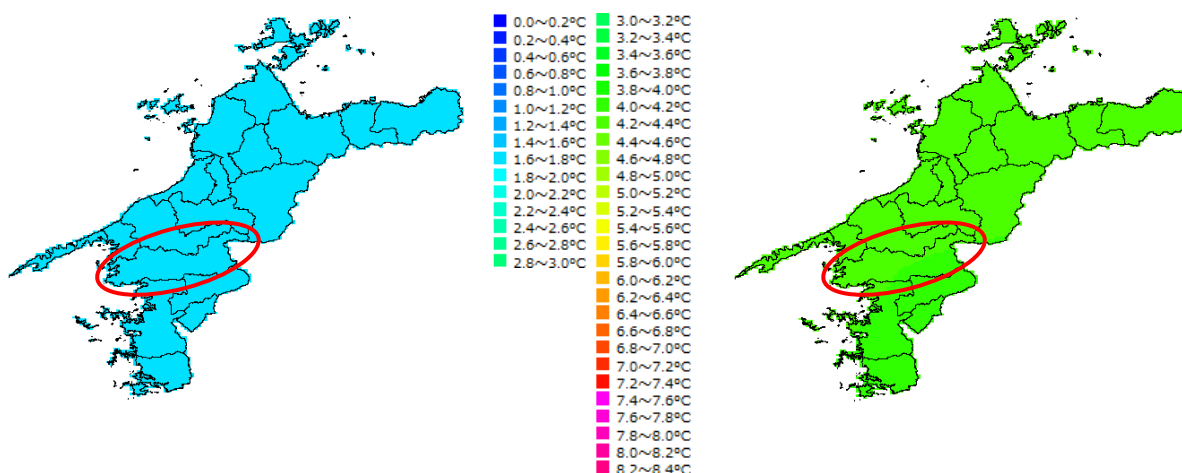
▲：区域の再生可能エネルギー累積導入容量の推移

資料：資源エネルギー庁 固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト

■ 気候変動による影響 ■

環境省及び国立環境研究所の「気候変動適応情報プラットフォーム」の情報によると、1981年から2000年を基準期間とした今世紀末（2081年～2100年）時点の市内における気候変動の影響に関する予測の主な結果は、以下の通りです。

★年平均気温…RCP2.6では、年平均気温の上昇が2℃程度に抑えられますが、RCP8.5では、年平均気温の上昇が4℃程度になることが予測されています。

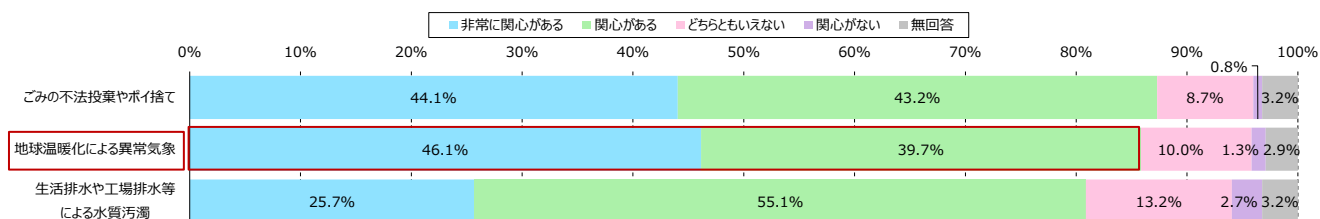


RCP2.6：今後すぐに強力な温室効果ガスの排出規制が行われた場合

RCP8.5：温室効果ガスの排出が今後も継続して増加した場合

（注）本予測結果は、特定のシナリオに基づく予測であり、種々の要因によって実際には異なる現象が起こる可能性（不確実性）を含む。

また、市民のアンケート調査結果によると、地球温暖化による異常気象に対する関心は高くなっています。短時間での大雨、気温の上昇による熱中症の発症、高温による農作物等への被害の発生など、気候変動による現在や将来への影響を想定し、地域における適応策を検討の上、実行に移していくことが必要です。



▲：市民アンケート調査結果（関心のある環境問題の上位3つ）

(2) 取り組み

①行政による地球温暖化対策の実施

「西予市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の推進と事業所への取り組みの波及	● 公共施設における省エネルギー機器の導入、職員による省エネルギー行動の徹底、公共施設で利用する電力を再生可能エネルギーによる発電で賄うなど、温室効果ガスの削減に努めます。 重点 ● 西予市の行政活動に伴う温室効果ガスの排出抑制対策に関する取り組み事例等を事業者へ情報提供するなど、省エネルギー行動の実践と再生可能エネルギー利用の波及を目的とした周知に努めます。 重点
---	---

②地域における地球温暖化対策の実施

自然環境・地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進	● 「西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」に基づき、地域における再生可能エネルギーによる発電施設の安全性や信頼性の確保に努めます。 ● 今後も継続して、市産材木質ペレットの購入に関する補助事業を実施し、市内における普及に努めます。 ● 遊休地への太陽光発電設備の導入など、再生可能エネルギーの普及を図ることで、地域の活力の向上と持続的な発展に取り組みます。
再生可能エネルギーの自家消費の促進	● 再生可能エネルギーの普及に向け、導入事例や公共施設での利用状況等に関する情報を、ホームページや「広報せいよ」等を活用して、発信します。 ● 市民や事業者に対し、再生可能な資源に由来する電力の利用などに関する情報を提供します。
各種支援制度等に関する情報の発信	● 愛媛県が実施する ZEH 等の省エネルギー住宅の導入に向けた各種制度などに関する情報を、ホームページや「広報せいよ」等を活用して、広く周知します。
次世代自動車の普及促進	● 愛媛県をはじめ、自動車販売店などの事業者と連携し、市内における電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）等の普及を図るとともに、必要に応じて、公共施設等に充電設備を設置します。 ● 燃料電池自動車（FCV）の導入に向けた調査・研究を進めます。
各主体と連携した「COOL CHOICE」の実践	● 「COOL CHOICE」に西予市が率先して取り組むと同時に、ホームページや「広報せいよ」等を活用した啓発活動を実施し、市内におけるクールビズ、ウォームビズ、エコドライブ、公共交通機関の利用等の脱炭素アクションの波及を図ります。
「西予市オフセット・クレジット」の推進	● 「西予市オフセット・クレジット」を推進し、二酸化炭素の吸収源の確保と市内の森林をはじめとした環境保全に努めます。
フロン類対策の推進	● ホームページや「広報せいよ」などを活用し、フロン類に関する普及啓発活動を実施することで、適正管理やノンフロン製品・設備への転換を促します。

③気候変動の影響への適応

自然災害への対応	● 愛媛県と連携し、大雨時の水害対策に資する河川や水路等のインフラの整備や、適正な維持管理を実施します。 ● ハザードマップを整備し、地域の危険状況を周知することで、防災に向けた意識を高めます。 ● 生態系が有する機能を生かした防災・減災（Eco-DRR）対策により、自然災害リスク軽減を図ります。
熱中症の防止	● 熱中症の防止に向けた関連情報を周知するとともに、室内における熱中症の危険性についての注意喚起に取り組みます。 ● 公共施設等を活用した外出時に利用が可能な休憩場所の確保に取り組みます。
災害発生時の非常用電源の確保	● 災害発生時の避難所や防災拠点となる公共施設等には、太陽光発電設備や電気自動車（EV）を配備するなど、非常用電源の確保に努めることで、再生可能エネルギーを活用した防災体制の構築に取り組みます。

気候変動の影響に対する適応策の一例

自然災害・沿岸域	
現状・将来予測 土砂災害 浸水被害	考えられる適応策 ハザードマップ（洪水被害予測地図）の確認、避難経路の確認 治水安全度向上のためのハード整備 雨水貯留槽など
農林水産業	
現状・将来予測 品質低下 収量低下 コメ（白未熟粒） リンゴ（日焼け）	考えられる適応策 高温耐性品種への変更、作付け時期の調整 品質低下防止のための日よけ設置 その他にも様々な農産物に影響が現れています。
国民生活・都市生活	
現状・将来予測 インフラへの影響 伝統行事などへの影響	考えられる適応策 地下鉄等の浸水対策 止水板 植物の開花や紅葉など生物季節の観測
自然生態系	
現状・将来予測 希少な動植物絶滅の可能性 サンゴ（白化現象）	考えられる適応策 森林のモニタリング、野生動物の個体群管理
水環境・水資源	
現状・将来予測 渇水 水質悪化	考えられる適応策 節水・雨水利用などの工夫 ダム湖 水の循環装置などを使用した水質改善
産業・経済活動	
現状・将来予測 生産設備などへの影響 レジャー・観光などへの影響	考えられる適応策 事業継続計画（BCP※）の策定 災害時多言語支援
健康	
現状・将来予測 熱中症 ヒトスジシマカが媒介するデング熱	考えられる適応策 こまめな水分補給 エアコンの適切な使用 水たまりを作らない工夫 ヒトスジシマカへの注意

資料：A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォーム

(3) 指標

本基本目標の取り組みを進める上で、進捗管理を行っていく指標は、以下の通りとなります。

項目	2020 年度 (現状)	2026 年度 (中間年度)	2031 年度 (目標年度)
事務事業における温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /年)	7,417	5,929	4,689
公共施設における再生可能エネルギー導入 容量（累積：kW）	176	211	264
木質ペレット購入に関する補助金交付件数 (件/年)	48	55	60

(4) 主に関連する SDGs の目標

本基本目標と関連する主な SDGs の目標は、以下の通りとなります。

3 すべての人に
健康と福祉を



7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



11 住み続けられる
まちづくりを



13 気候変動に
具体的な対策を



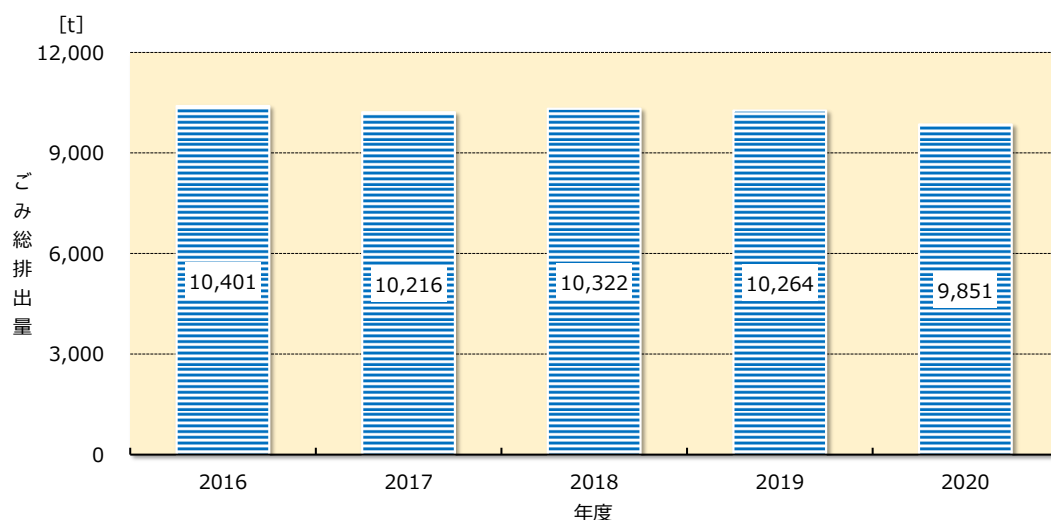
3. 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

(1) 西予市の主な環境の現状と課題

■ ゴミ総排出量・1人1日当たりのごみ排出量・リサイクル率 ■

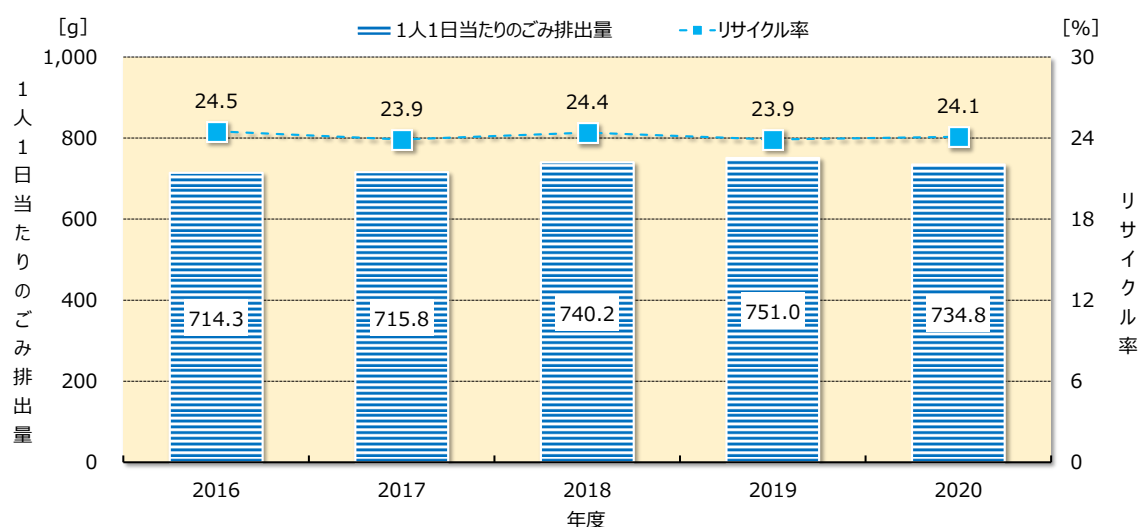
市内から排出されるゴミ総排出量は、2020年度に9,851tで、2016年度よりも550t減少していますが、1人1日当たりのごみ排出量は、2020年度に734.8gで、2016年度よりも20.5g増加しています。

また、リサイクル率は、2020年度に24.1%で、2016年度よりも0.4ポイント減少しています。ゴミの減量化に向けて、生ゴミの削減や紙類をはじめとした資源の分別の徹底など、継続した普及啓発活動に取り組んでいくことが必要です。



▲：ゴミ総排出量の推移

資料：西予市



▲：1人1日当たりのごみ排出量・リサイクル率の推移

資料：西予市

■食品ロス■

西予市では、市内における食品ロスの実態を把握するため、各家庭から排出された可燃ごみの中に含まれる食品ロスの現状を2019年12月に調査を行いました。

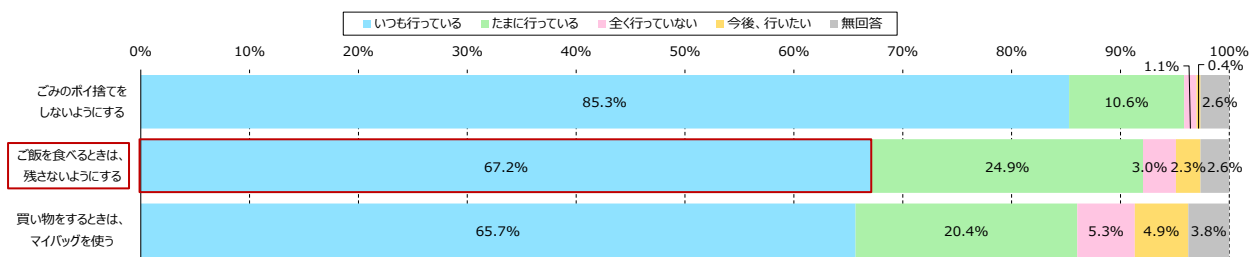
調査では、可燃ごみ袋から抽出した食品廃棄物（生ごみ）のうち、調理くずを除く直接廃棄された食品と食べ残しを食品ロスとしました。割合では、50.1%が食品ロスとなっていることが判明しました。



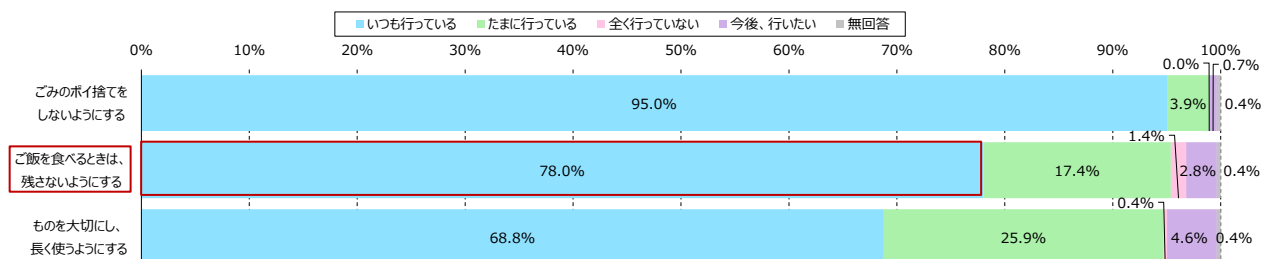
▲：食品ロス実態調査の風景

また、この結果から市民1人が1日に排出している食品ロス廃棄物は約88g、市内の全世帯に換算すると年間約1,200tの発生量となっており、焼却処分にかかる費用は約3,000万円となっています。そのため、買物時の工夫・「エコクッキング」の促進、「3010運動」の周知や「おいしい食べきり運動推進店」への登録呼びかけなど、家庭や事業所と連携した対策に努めていくことが必要です。

また、児童や生徒のアンケート調査結果によると、日頃の取り組みについて、食べ残しをしないように努めているとの意見が比較的多くとなっており、学校や家庭などでの食べきり等の継続した周知を図っていくことが必要です。



▲：児童アンケート調査結果（環境保全に関する日頃の取り組み状況の上位3つ）



▲：生徒アンケート調査結果（環境保全に関する日頃の取り組み状況の上位3つ）

さらに、同調査の結果、食品廃棄物（生ごみ）以外のごみ種類と割合では、紙類の比率が59.4%と最も多く、次いでプラスチック類容器包装、布類などとなっています。そのため、ごみ分類表、せいの暮らしのアプリ等を活用の上、循環型社会の構築に取り組んでいくことが必要です。

項目							
紙類	草花木類	布類	革類	ゴム類	プラスチック製容器包装	その他プラスチック類	その他
59.4%	1.7%	14.6%	0.1%	0.1%	16.7%	3.6%	3.8%

▲：食品廃棄物（生ごみ）以外のごみの割合

資料：西予市食品ロス実態調査

(2) 取り組み

①ごみの排出抑制・減量化の推進

ごみの減量化の推進	● 可燃ごみの減量化及びごみ処理経費の削減が図れるよう、家庭や事業所における生ごみの水切りの徹底に関する周知に努めます。 ● リユース食器、マイボトル、マイ箸等に関する啓発活動を実施し、エシカル消費の浸透による持続可能な経済活動や行動を市内に広く浸透させていきます。 ● 不要品のフリーマーケット等に関する情報発信をはじめ、公共施設での不要品交換に関する情報コーナーの設置などによる資源循環を図ります。 ● 事業者に対する排出者処理責任の指導を行うとともに、多量排出事業者等への減量化を促します。
プラスチックごみの削減に向けた普及啓発活動の実施	● ごみ減量・リサイクル推進週間（5月30日～6月5日）や環境月間（6月）等を中心に、事業者と連携して、マイバッグの積極的な利用を促します。 ● 店舗などにおける不必要なフォーク・スプーン・ストローの使用抑制等を、ホームページや「広報せいの」等を活用の上、周知します。 重点 ● 海洋プラスチックごみ問題に関する問題意識の共有のため、チラシ、ポスター、パンフレット等の作成・配布による啓発活動に取り組みます。 重点 ● 市民や事業者に対し、国が実施する「プラスチック・スマート」や「レジ袋チャレンジ」への参加を促します。
食品ロスの削減に向けた普及啓発活動の実施	● 買物時の工夫・「エコクッキング」の促進、「3010 運動」の周知や「おいしい食べきり運動推進店」への登録を広く呼びかけることで、家庭や事業所等で発生する食品ロスの解消を目指します。 重点 ● 食品ロス削減月間（10月1日～31日）などに、子どもたちに食品ロスに関する環境教育を実施するなど、意識啓発に取り組みます。

②ごみの資源化の推進

各種広報媒体等を活用したリサイクルの推進	● ごみ分類表、せいの暮らしのアプリ等を活用し、リサイクルに関する情報を提供します。 ● 資源ごみ集団回収運動に関する普及啓発活動を、継続して実施します。
地域における資源化の促進	● プラスチック製容器包装及び紙製容器包装の適正な分別排出を促します。 ● 資源物の混入が多い事業者に対し、適正な資源物の処理を実施するよう、助言や指導等を実施します。

③ごみの適正処理の推進

ごみの収集・運搬体制の充実	● 安定的かつ効率的なごみの収集体制を確立するとともに、高齢者や障がい者の方を対象とした「ふれあい収集事業」を推進します。 ● スプレー缶やカセットボンベ、水銀を含む蛍光灯、水銀体温計や血圧計などの適正な排出方法を周知します。 ● 在宅医療廃棄物のうち、家庭系ごみとして収集・処理するもの、感染性廃棄物として医療機関等で処理を行うものの区分を明確にした上で、周知徹底を図ります。
「西予市災害廃棄物処理計画」に基づく災害廃棄物対策の推進	● 「西予市災害廃棄物処理計画」に基づき、被災情報の収集、実行計画の策定、処理体制の整備、仮置場の確保、損壊家屋等の解体撤去など、災害発生時の廃棄物の円滑かつ迅速な処理体制づくりに努めます。 ● 愛媛県や他自治体との情報共有など、広域連携に取り組むとともに、民間事業者と応援協力に関する協定を締結し、災害発生時の廃棄物処理に関する相互協力体制を構築します。

愛媛県による海洋ごみ対策の実施

愛媛県は、岡山県、広島県、香川県の瀬戸内4県及び「公益財団法人日本財団」とともに、瀬戸内海の海洋ごみ対策に係る連携・協力に関する協定を締結し、共同事業を開始しています。

本事業は、瀬戸内における海洋ごみ問題の解決に向け、4県と「公益財団法人日本財団」が相互に連携・協力の上、調査・研究、企業・地域の連携促進、啓発・教育・行動喚起、政策形成などを実施していくこととしています。

瀬戸内4県と日本財団による共同事業4つの柱

- 01 調査研究
- 02 企業・地域連携
- 03 啓発・教育・行動
- 04 政策形成



▲：瀬戸内地域における包括的海洋ごみ対策の概要

資料：愛媛県

(3) 指標

本基本目標の取り組みを進める上で、進捗管理を行っていく指標は、以下の通りとなります。

項目	2020 年度 (現状)	2026 年度 (中間年度)	2031 年度 (目標年度)
ごみ総排出量 (t/年)	9,851	8,755	7,767
1 人 1 日当たりのごみ排出量 (g/年)	734.8	712.6	701.3
リサイクル率 (%)	24.1	27.3	28.1
生ごみ処理機設置補助金交付件数 (件/年)	34	25	25
おいしい食べきり運動推進店登録店舗数 (累積：店舗)	12	90	150
資源ごみ集団回収量 (kg/年)	428,280	415,000	400,000
資源ごみ集団回収実施回数 (回/年)	25	23	20
資源ごみ集団回収実施団体数 (団体/年)	11	11	10

(4) 主に関連する SDGs の目標

本基本目標と関連する主な SDGs の目標は、以下の通りとなります。

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



14 海の豊かさを
守ろう



4. 生物多様性の保全と自然共生社会の実現

(1) 西予市の主な環境の現状と課題

■ ツル・コウノトリの飛来 ■

西予市では、2006 年から市内に国の特別天然記念物であるコウノトリが頻繁に飛来するようになり、市内での滞在期間も長期にわたるようになっていました。また、環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類、種の保存法の国際希少野生動植物種に指定されているナベヅルやマナヅルも近年多数飛来しております。コウノトリとツル類と一緒に観察される時もあり、全国的にも稀な事例となっています。

そのような中、地域の住民から保全・保護の声が高まり、2009 年度に有識者や地元住民らによる「ツルと人の共生創造委員会」が設立され、現在に至るまで、各種取り組みが行われています。そのため、ツル・コウノトリ等の希少な生き物が飛来する西予市の自然環境の保全に向けて、今後も引き続き、各主体と連携の上、取り組みを進めていく必要があります。

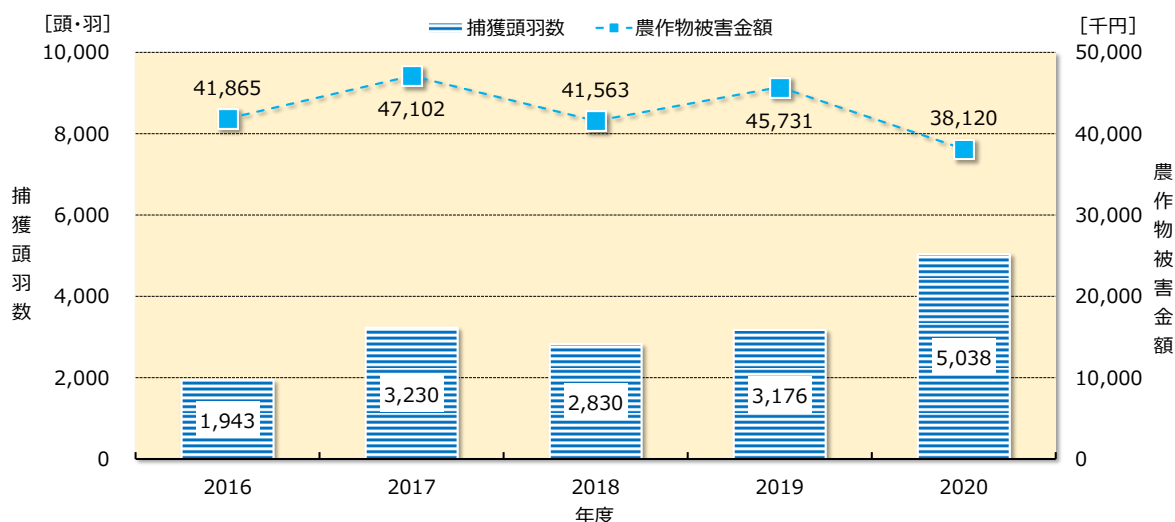


▲：ツル渡来重点エリアの設定

■ 鳥獣による農作物への被害 ■

市内で捕獲された有害鳥獣の推移を見ると、2017 年度から年間を通して捕獲を許可し、捕獲圧を高めたことから増加傾向にあります。また、農作物被害金額は、2020 年度に 38,120 千円で、2016 年度よりも 3,745 千円減少しています。

今後も引き続き、被害状況の把握とともに、防護柵の設置や捕獲圧を高めるなど、被害防止対策を実施の上、人々の生活と農林業の健全な営みを確保していく必要があります。



▲：有害鳥獣捕獲数・農作物被害金額の推移

資料：西予市

■ えひめ自然百選 ■

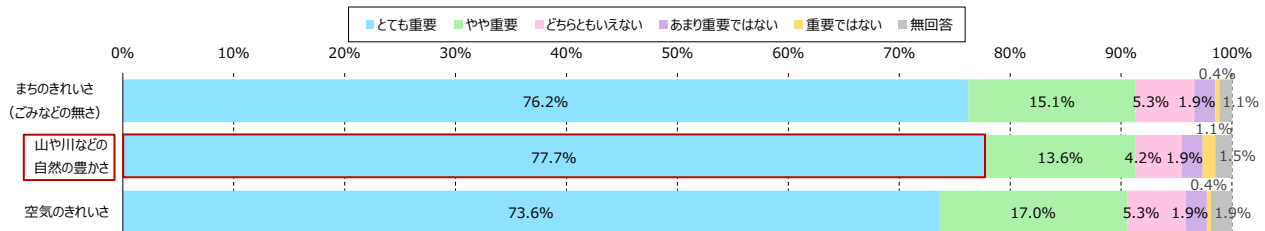
市内には、愛媛県が指定する、えひめ自然百選に選出された貴重な地域資源が 8 箇所存在しています。愛媛県などの関係機関と連携の上、豊かな自然環境の保全に継続して取り組んでいく必要があります。

指定地区名	名称・所在地
山岳	四国カルスト（久万高原町、西予市）
植物群落	大野ヶ原のブナ原生林（西予市）
水環境	観音水（西予市）
自然歩道	四国のみち法華津峠縦走コース（西予市、宇和島市）
海域自然環境	須崎（西予市）、大崎の海蝕崖と温帯植物群（西予市）
歴史的な環境	三滝溪谷と三滝城址（西予市）
自然現象地形と地質	小屋の羅漢穴（西予市）

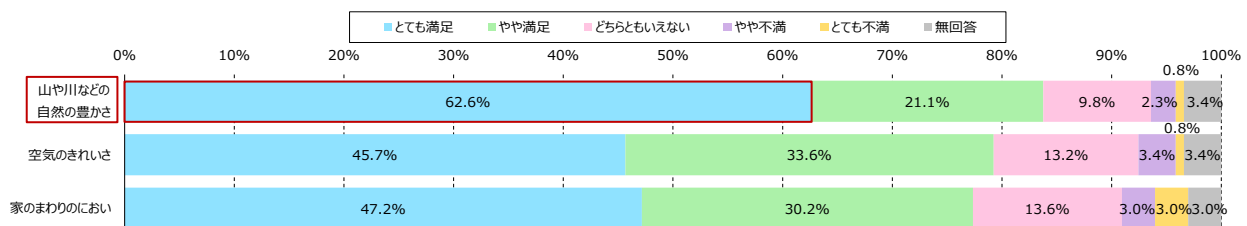
■ 子どもたちの自然に対する意識 ■

アンケート調査結果によると、児童は、山や川などの自然の豊かさに対して満足しており、尚且つ、こうした環境を重要視しています。また、西予市の環境のために、海で魚を獲る活動や生き物調査・自然観察会に取り組みたいとの意見が多くなっています。

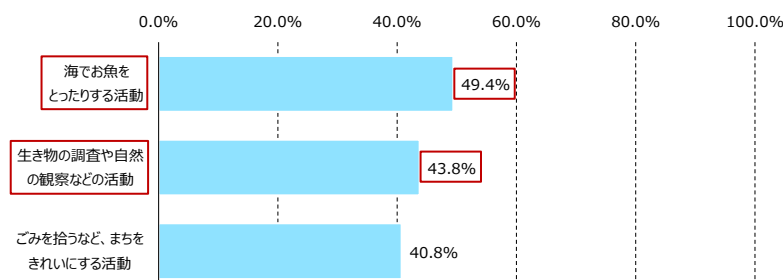
そのため、今後の自然環境の保全を担う子どもたちへの環境教育の一環として、体験型の学習会の実施などにより、地域の恵まれた環境の大切さを粘り強く伝え、保全に向けた意識を高めていく必要があります。



▲：児童アンケート調査結果（地域の環境に関する重要度の上位3つ）



▲：児童アンケート調査結果（地域の環境に関する満足度の上位3つ）



▲：児童アンケート調査結果（取り組んでみたい活動の上位3つ）

(2) 取り組み

①生物多様性の保全

ツル・コウノトリ等の希少種の保全・保護	●「西予市ツル・コウノトリと共生するまちづくり計画」に基づき、地域住民と連携し、ツル・コウノトリの保全・保護活動を推進します。 重点 ●ツル・コウノトリの保護活動や生息環境の保全活動等を行う団体などに対し、今後も継続した支援を実施します。 重点 ●愛媛県や市民団体等と連携し、希少種の生息・生育状況の把握に努めるとともに、保護活動に継続して取り組みます。
外来生物対策の実施	●特定外来生物が市内で発見された際は、情報提供による市民への注意喚起を行います。 ●国や愛媛県、近隣自治体等と連携し、市外からの外来生物の侵入及び繁殖防止対策の実施による生態系及び人的被害の発生を阻止します。
有害鳥獣対策の実施	●イノシシ等の有害鳥獣対策として、防護柵の設置、狩猟免許の取得費用の助成による新規狩猟者の確保など、捕獲圧を高めることで、人的及び農林業被害の発生を抑制します。
生物多様性保護区域の検討・研究	●保護区域について関係機関と協議し、情報収集を行います。

②自然とのふれあいの場の創出

自然体験学習会等を活用した環境教育の実施	●自然体験学習会等の機会を活用し、子どもたちが身近な自然とふれあえる場を継続して設けることで、市内の自然への関心と、保全に向けた意識を高めます。
「四国西予ジオパーク」や関係機関と連携した地質資源・自然環境の保全・活用	●国や愛媛県等と連携の上、足摺宇和海国立公園をはじめ、四国カルスト県立自然公園、えひめ自然百選など、市内に存在する貴重な自然環境の保全に努めると同時に、地域資源として積極的に観光振興に活用します。 ●「四国西予ジオパーク」の魅力を活かしたサイクリングコースの整備を、愛媛県と連携して推進します。 ●「四国西予ジオパーク」の特徴的な地質・地形に関わる地域資源の保全、植生や昆虫等の生態系、文化や人々の暮らしなど、自然とふれあいながら学ぶ機会を設けます。

あけはまシーカヤックツーリング

西予市では、潮風に吹かれながらカヤックに乗って明浜の海を満喫することができる、あけはまシーカヤックツーリングを開催しています。

今後もこうした貴重な地域資源の活用を図り、人と自然とのふれあいを促していきます。



▲：シーカヤックで宇和海に出る人々

③森林及び農地の保全と活用

森林の水源かん養機能の保全と健全な水循環の促進	● 森林組合等が実施する森林整備を、継続して支援します。 ● 森林技術者や林業従事者の育成により、後継者の確保に努めます。 ● 森林が保持する水源かん養などの多面的機能の増進に向け、体験学習の開催や、森林ボランティアを活用した水源林の保全・育成などを行います。 ● 森林環境譲与税を活用した森林整備を実施し、水源かん養、土砂災害の発生防止など、公益的機能の増進による自然災害対策に取り組みます。
西予市産木材の普及促進	● 「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共建築物に木材を利用します。 ● 市内の住宅等における木材利用の促進をはじめ、建築物以外の工作物資材、各種製品の原材料やエネルギー源としての普及拡大に取り組みます。
耕作放棄地対策の推進	● 「西予市コミュニティ農園」などを活用するとともに、「人・農地プラン」にて課題を抽出し、市内の耕作放棄地の有効活用と農業従事者の育成に取り組みます。
環境保全型農業の推進	● 農業協同組合等の関係機関と連携の上、農産物の生産時における農薬の低減や、有機栽培などの実施を広く促します。 ● 農地を整備・管理する際は、環境に配慮した工法・手法を選択するよう、広く周知します。

④地元産農水産物の消費

学校給食における地産地消の推進	● 県内、市内で生産された農水産物の学校給食への積極的な利用に努めます。 ● 地元農水産物を使用した献立を考案し、子どもたちに安全・安心な給食を提供するとともに、食育や環境教育を通じ、地産地消の大切さを伝えます。
地域における地産地消の推進	● イベント等の機会を利用し、市内で生産された農水産物のPRに取り組みます。 ● 「どんぶり館」や直売所等において、市内で生産された農水産物の販売品目の拡充を図ります。

(3) 指標

本基本目標の取り組みを進める上で、進捗管理を行っていく指標は、以下の通りとなります。

項目	2020 年度 (現状)	2026 年度 (中間年度)	2031 年度 (目標年度)
ツルの最大飛来数 (羽/年)	49	100	100
コウノトリの最大飛来数 (羽/年)	2	3	4
保全・保護活動支援団体数 (累積：団体)	3	3	3
有害鳥獣による農作物への被害金額 (千円/年)	38,120	30,496	27,446
有害鳥獣捕獲頭羽数 (頭・羽/年)	5,038	5,500	6,000
西予市産木材活用住宅棟数 (棟/年)	22	25	25

(4) 主に関連する SDGs の目標

本基本目標と関連する主な SDGs の目標は、以下の通りとなります。

8 働きがいも
経済成長も



11 住み続けられる
まちづくりを



14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさも
守ろう



5. 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進

(1) 西予市の主な環境の現状と課題

■ 四国西予ジオパーク ■

ジオパークは、自然環境や地域遺産を保全しながら、持続可能な地域社会を目指すユネスコのプログラムです。

標高差 1,400m の海・里・山を舞台に、多様で豊かな自然と文化・人々の営みが繰り広げられ、日本最古級の地層も顔をのぞかせている西予市は、2013 年 9 月に「四国西予ジオパーク」として日本ジオパークに認定されました。西予市では、こうした地域資源を活用の上、市民や教育現場を対象とした出前講座や現地学習等の開催を通じて、地域への誇りや愛着を醸成し、保全につなげる取り組みを継続しています。

今後も、こうした貴重な地域資源を活用し、環境教育・学習に取り組んでいくことが必要です。

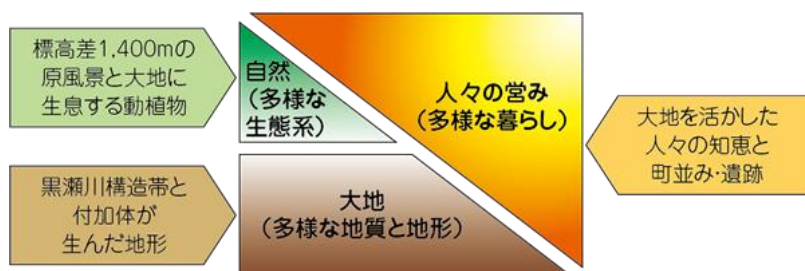


四国西予ジオパーク

SHIKOKU SEIYO GEOPARK

▲：四国西予ジオパークのロゴ

資料：西予市



▲：「四国西予ジオパーク」の考え方

資料：西予市



▲：教育現場におけるジオパーク教育の様子

■ 西予市衛生センター（みずすまし） ■

西予市には、市内から排出された汚泥を再生処理する施設の「西予市衛生センター（みずすまし）」があります。同施設は、家庭や事業所から排出されるし尿や浄化槽汚泥を微生物の力を利用し、きれいな水に再生する施設です。処理能力は 1 日 45kL で、市内から発生するし尿や浄化槽汚泥を処理する中心的な施設として、2017 年 4 月から稼働しています。

また、同施設では、環境学習の一環として、子どもからお年寄りまでの幅広い世代の人々を見学に受け入れています。こうした施設見学会の開催により、西予市の取り組みを PR することで、市民の環境に対する意識の高揚に努めていくことが必要です。



▲：西予市衛生センター（みずすまし）



▲：施設見学の様子

■環境保全活動と教育による地域の魅力づくり■

西予市ではツル類やコウノトリの飛来をきっかけとして、良好な田園環境を守るため、地域住民や愛媛大学や（公財）日本野鳥の会をはじめとした環境保全系の市民団体と協力して、田園ロマンの里づくりに取り組んでいます。伊賀上の奥池周辺の休耕田に、ビオトープを整備し、復田した場所で農業体験や生物に関する勉強会を開催しています。



▲：田植えの様子

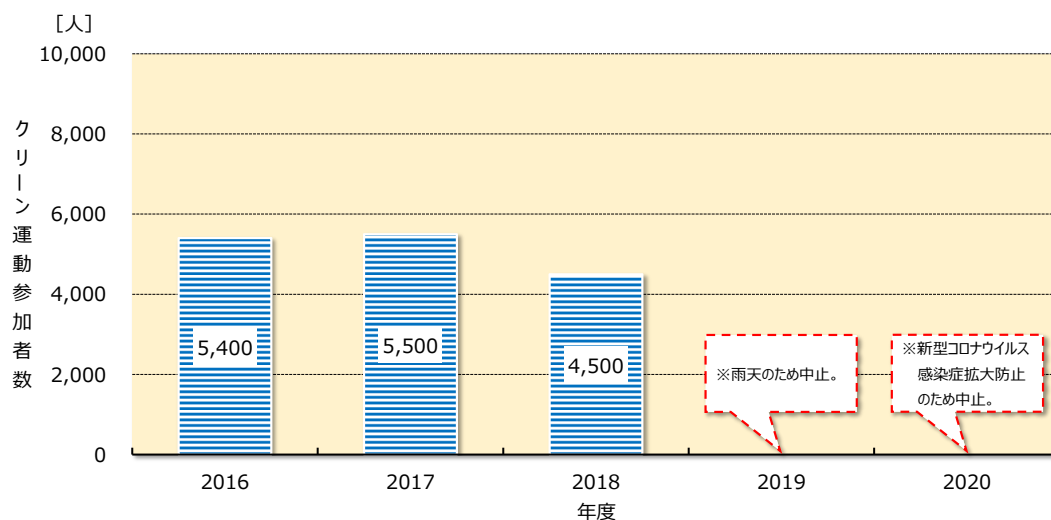
また、ツルのねぐら用に作ったため池内のビオトープや田んぼでの生きものの調査やツル類の食料となる二番穂や落穂の調査などを通じ、ため池やビオトープ・田んぼの役割についての環境教育も実施しています。

さらに、山口県周南市の八代小学校と地元石城小学校はインターネットで情報交換したり、互いに訪問したりしています。今後もこうした活動により、地域の環境に目を向け、保全に取り組んでいくことが必要です。

■クリーン運動■

西予市では、市内一斉クリーン運動を実施し、市民参加型の美化活動を行っています。

そのクリーン運動への参加者数は、2018年度に4,500人で、2016年度よりも900人減少しています。クリーン運動の開催などを通じ、地域の環境を保全する活動に参加する機会を継続して設けていくことが必要です。



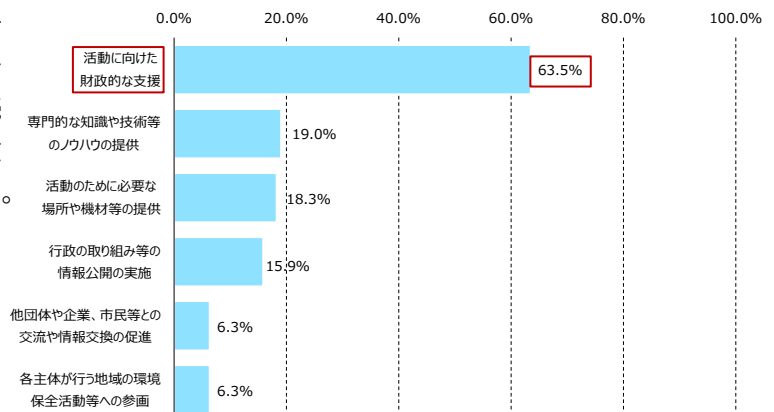
▲：クリーン運動参加者数の推移

資料：西予市

■活動団体が行政に望むこと■

アンケート調査結果によると、活動団体は、行政から助成金や補助金等の交付の支援を受けており、継続して活動を進めていくためにも行政からの財政的な支援を望んでいます。

そのため、地域で地道に環境保全活動に取り組む団体に対する継続した各種支援に努めると同時に、西予市としても市民や事業者を巻き込みつつ、協働して良好な環境を創出していく必要があります。



▲：活動団体アンケート調査結果（行政に望むこと）

(2) 取り組み

①地域における環境教育・学習の推進

各種制度を活用した学習会や講演会等の開催	●「愛媛県環境マイスター派遣制度」を活用し、環境に関する専門家を招いた学習会や講演会を開催します。 ●公民館をはじめとした西予市の公共施設における生涯学習等の機会を活用し、環境教育・学習に関する講座を開催するなど、地域の環境保全活動を担う人材育成に努めます。 ●地域における環境教育・学習の講師・指導者の確保のため、関係機関や団体間との交流の場を設けるなど、情報交換等による連携・協働を促します。
施設見学会や「四国西予ジオパーク」に関する出前講座・現地学習等の開催	●「西予市衛生センター（みずすまし）」における子どもから大人までの幅広い世代を対象とした施設見学会を継続して開催し、西予市の環境事業に対する理解の促進と、意識啓発に取り組みます。 ●市民、児童・生徒を対象に、「四国西予ジオパーク」に関する出前講座や現地学習会等を開催するなど、地域資源を活用した環境教育・学習に取り組みます。 ●「せいは自然と暮らしのカレッジ」によるフィールドワークを継続して開催し、地域の環境を保全していくことの大切さを伝えていきます。 ●子どもたちが参加可能な水生生物調査を実施し、意識啓発に取り組みます。
学校や地域で行われている環境学習の支援	●小・中学校や高等学校、地域の公民館や環境団体などで行われている川に関する学習など、あらゆる環境学習を支援します。

ツル・コウノトリを活用した環境学習及び交流事業の実施	● ツル類のねぐらであるため池（ビオトープ）の生きものについて子どもたちと調べ、ため池の多面的機能についての理解を深めます。 重点 ● コウノトリの採食場であるため池や水路の生きものについて子どもたちと調べ、田んぼの多面的機能についての理解を深めます。 重点 ● ツル類の採食場である田んぼの動植物について子どもたちと調べたり、ツル類のデコイ（実物大模型）を設置したりして、田んぼの多面的機能についての理解を深めます。 重点 ● 子どもたちのツル・コウノトリなどに関する活動を通じて他地域の同じように活動を行っている子どもたち、あるいは、それらの活動に興味を持っている子どもたちと交流し、実際に他地域の活動、文化、考え方などを直接学び、体験し、比べることで、自分たちの暮らす地域の魅力についての理解を深めます。 重点 ● その他、様々な学習・体験を通じ、ツル・コウノトリをシンボルとした生物多様性の高い地域であることを理解し、継続させたいという気持ちが芽生えるよう伝えていきます。 重点
----------------------------	--

②地域における環境保全活動の促進

環境情報の発信	● 環境問題の現状や市内での環境保全活動等に関する情報の集約を図るとともに、ホームページや「広報せいよ」等による環境情報の発信に努めることで、市民や事業者等の環境への理解を促します。 ● 国や愛媛県が実施する各種支援策や環境保全に関する事例等の情報を、ホームページや「広報せいよ」等を通じて提供し、家庭や職場における取り組みの浸透に努めます。 ● 「西予市環境基本計画」で掲げた各種取り組みの進捗状況を、毎年度環境白書として取りまとめ、市民や事業者に広く周知します。
事業者への事例等の発信と行政による支援策の検討	● 環境保全のための指針・ガイドラインや環境報告書の作成など、環境経営に資する他事業所における取り組み事例等の情報を、積極的に発信していくことで、環境への負荷の少ない事業運営を促します。 ● 地域で開催される環境保全活動への事業者の積極的な参加を促すと同時に、環境問題に関する専門家等を招いたセミナーやシンポジウムなどを開催し、事業所における環境保全対策の支援に努めます。
環境保全活動団体への支援策の検討	● 地域で環境保全活動に取り組む団体に対し、補助金等の交付など、継続した各種支援に努めると同時に、西予市が率先して市民や事業者を巻き込み、連携・協働していくための環境整備を行います。
地域と連携した市内一斉クリーン運動の展開	● 今後も引き続き、市内一斉クリーン運動を実施し、市民参加型の美化活動の実施による環境保全に努めると同時に、こうした取り組みを通じた地域における連携・協力体制の拡大を図ります。

③分野横断的な取り組み

広域連携の推進	●地球温暖化、海洋ごみ、大気汚染等の地域が複雑に絡み合い、対策が広域に渡る環境問題の現状把握と解決に向け、国をはじめ、愛媛県、近隣自治体、各種団体等との連携・協力体制を構築の上、事業を推進します。
市内における SDGs の波及	●西予市の職員向けに「SDGs」に関する研修会の開催などを検討するとともに、市民や事業者等に対する「SDGs」に関する啓発活動を実施し、持続可能な社会の実現に向けた意識の高揚を図ります。

(3) 指標

本基本目標の取り組みを進める上で、進捗管理を行っていく指標は、以下の通りとなります。

項目	2020 年度 (現状)	2026 年度 (中間年度)	2031 年度 (目標年度)
クリーン運動参加者数 (人/年)	4,500 (2018 年度)	4,500	4,500
「四国西予ジオパーク」における出前講座・ 現地学習等参加者数 (人/年)	2,093 (2019 年度)	2,260	2,130
西予市衛生センター (みずすまし) 施設見学者数 (人/年)	97	100	100

(4) 主に関連する SDGs の目標

本基本目標と関連する主な SDGs の目標は、以下の通りとなります。

4 質の高い教育を
みんなに



11 住み続けられる
まちづくりを



17 パートナースhipで
目標を達成しよう



第5章 計画の進行管理と推進体制

1. 進行管理

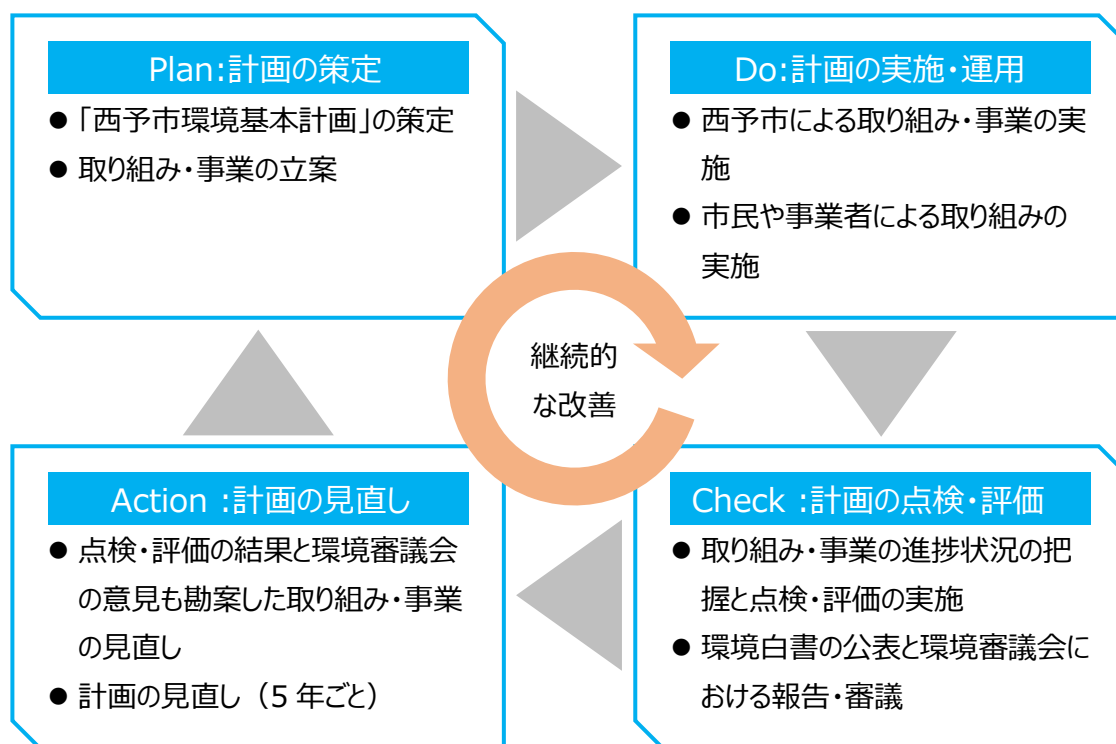
「西予市環境基本計画」を着実に推進し、実効性のある計画としていくため、Plan（計画の策定）、Do（計画の実施・運用）、Check（計画の点検・評価）、Action（計画の見直し）の「PDCA サイクル」に基づき、計画の進捗状況の把握と課題の解決に努めることで、継続的な改善を図ります。

同時に、計画の推進を図る中で、毎年度、施策の進捗状況について、指標などを基に点検を行い、西予市の内部で評価を実施します。

その点検・評価の結果については、環境白書として取りまとめ、毎年度、広く公表するとともに、西予市環境審議会の場において審議を行い、今後の計画の推進に適宜反映していくこととします。

また、必要と思われる場合には計画の中間年度に、指標の目標値や、項目の見直しなどを行うとともに、計画期間の最終年度である 2031 年度に、5 つの基本目標で設定した指標を基に、計画の検証と評価を実施し、次期計画の内容に反映します。

さらに、今後、「西予市環境基本計画」及び西予市内部の様々な個別計画に基づいた各種事業を実施するとともに、その結果については、ホームページや「広報せいよ」等を活用し、広く情報を発信します。



2. 推進体制

(1) 西予市・市民・事業者の連携・協働による計画の推進

本計画を着実に推進し、実効性を確保していくため、西予市は、ルールづくりや事業の実施をはじめ、市民・事業者への環境情報等の提供、地域で行われる取り組みに対する積極的な支援に努めます。

また、環境保全活動等に取り組む団体間の交流のため、ネットワークづくりに取り組み、連携・協働に向けた気運を高めることで、市内での環境保全活動の促進を図ります。

(2) 環境審議会

学識経験者をはじめとする有識者や、市民、事業者で構成する環境審議会において、計画に基づく各種施策の進捗状況等を報告し、委員からの意見や提案を基に、事業などに反映させていきます。

(3) 庁内の推進体制

「西予市環境基本計画」で掲げた施策の着実な推進のため、庁内の関係各課と緊密に調整を図り、各種事業の円滑な実行に努めます。

また、計画で掲げた各取り組みについては、西予市の今後の財政状況、費用対効果を勘案しつつ、着実に実行していきます。同時に、計画で掲げた各取り組みの実施の際は、十分な予算の確保に努めるとともに、積極的に庁内の関係各課との連携を進め、市民や事業者の行動を後押しします。

(4) 他自治体等との連携

大気汚染をはじめ、気候変動の影響、海洋プラスチックごみ問題、外来生物対策などの地域が複雑に絡み合う広域的な環境問題の状況把握や課題解決のため、近隣自治体、国、愛媛県等の各関係機関との間で、連携・協力体制を構築していきます。

